

会の知り得たことは、本法案が、一部特殊の反対論は別にいたしまして、つくる必要のあることはひとしく認められたところであります。ただ本法案に對して反対する趣旨をいたしましては、必要ではあるが、本法案の運用にあつては基本的人權を侵害せられるおそれがあるのではないか、また本法案が施行にあつては、職權が濫用せられるおそれがあるのではないか、また本法案はかつての治安維持法的な行き方を官憲がするところの基礎になるのではないかと、ということが非常に議論の中心になり、懸念の中心になつておつたように思ふのであります。従ひまして自由党をいたしまして、これらの点について十分なる調査をし、またわれわれ自由党を代表する法務委員におきましても、これらの点につきまして十分なる検討と審査をいたしたのであります。その結論をいたしまして、かかる懸念があることとすれば、この懸念を解消することこそ、本法案をより一層りつばなものとして、国民の前に出すことができるという結論に到達いたしました。この心配を是正するためいろいろと審議を重ね、検討を重ねて来たのであります。

本法案が職權濫用となり、基本的人權の侵害となるおそれがあるというところは、結局この法案に盛り込まれたところの職務執行の人的構成等が、やはり問題になりましよう。運用するものは法にあらざるで、人にあるというような立場からこれをなぐめまして、公安調査庁の審理官、調査官等の行います調査において、一応検討を加える必要があるということになり、この点につきまして検討を加えました結果、調

査が無制限となり、その無制限になるがために、職權濫用のおそれがあるのではないかと懸念を、われ／＼は持つに至つたのであります。

なお本法案につきまして、公安審査委員会が、国会の承認を得るにかかわらず、それが法務總裁の任用になつてゐるばかりでなく、法務府の外局になるのだという点から、人的構成において多少検討を加える必要があるという意見も出ました。また本法案に最もわれ／＼が懸念をいたしました点は、公安調査庁の一方的な調査の資料によりまして、公安審査委員会というものは何ら自己の資料を持たずして、団体に対する死刑とも目される決定を行わなければならないという、重大なる箇所があることを発見いたしました。これらの箇所について検討を加え、これがよりよく運営せられますならば、ここに委員会において懸念をし、公聴会において諸君の述べられました懸念も、おのずから解消することになるという結論の結果、本法案の二十一条に對しまして、かかる修正を加えたわけであります。従ひましてこの修正の結果、公安調査庁長官が提出した処分請求書、証拠及び調査並びに当該団体提出した意見書について、公安審査委員会のみならず職權をもちまして、これが調査をすることができるといふことに改正をいたしました結果は、ここに調査官の調査の範囲、調査官の調査の職權行為等も、おのずから規制を受けることになるのであります。

また公安審査委員会設置法の改正によりまして、国会の承認を得たる委員が、しかも行政最高責任者たる総理大臣の任命にかかるという權威ある地位を与えられました結果、りつばな人を選ぶことができ、世の中からさすがだといふような声も出る結果になりましようし、その結果なおこの人たちが実質上の調査をするということになりまうので、団体の生命を決する、生命に終止符を打つところの大きな責任を持つた委員会の構成、運用の面から考えまして、人権保障のおそれ、その他職權濫用のおそれがなく、国民のこうした面に対する懸念を解消することができるといふことになり、本法案が一層りつばなものとして、国会を通じて国民の前に出ることができるようになると確信をいたしまして、この法案に對する修正を加えた次第でございます。

臣の任命にかかるという權威ある地位を与えられました結果、りつばな人を選ぶことができ、世の中からさすがだといふような声も出る結果になりましようし、その結果なおこの人たちが実質上の調査をするということになりまうので、団体の生命を決する、生命に終止符を打つところの大きな責任を持つた委員会の構成、運用の面から考えまして、人権保障のおそれ、その他職權濫用のおそれがなく、国民のこうした面に対する懸念を解消することができるといふことになり、本法案が一層りつばなものとして、国会を通じて国民の前に出ることができるようになると確信をいたしまして、この法案に對する修正を加えた次第でございます。

以上私は自由党を代表いたしましたし、三案に對する修正の趣旨を明瞭にいたしました。よろしくこの点に對して御検討の上、御採決くださいますことをお願いいたします。

○佐瀬委員長 中村又一君。

破壊活動防止法案に對する修正案

破壊活動防止法案の一部を次のように修正する。

目次中「第二十六條―第三十三條」を「第二十六條―第三十一條」に、「第三十四條―第三十六條」を「第三十二條」に、「第三十七條―第四十三條」を「第三十三條―第三十八條」に改める。

第二條の見出しを「この法律の適用の基準」に、同條第一項中「この法律による規制及び規制のための調査は、これをこの法律は、に、行ふべきであつて、を適用されるべきであつて、に改め、同條第二項中「この法律による規制及び規制のための調査については、をこの法律の適用にあつては、に改める。

第三條第一項第一号ロ中「若しくはせん動」を削り、「公然揭示し、若しくは頒布し若しくは公然揭示する目的をもつて所持すること。」を「若しくは公然揭示すること。」に改め、同條第二号リ中「検索」を「裁判、検索」に、「補助する者、を補助する者又はに改め、又はこの法律の規定により調査に従事する者」を削り、同号ヌ中「教唆又はせん動」を「又は教唆」に改める。

第四條第一項中「公安審査委員会」を「裁判所」に、同條第二号中「頒布し、又は頒布する目的をもつて所持する」を「又は頒布する」に、同條第二項但書中「当該処分の効力に關する訴訟」を「当該処分に對する即時抗告」に改める。

第六條の見出しを「解散の命令」に、同條中「公安審査委員会」を「裁判所」に、「解散の指定を行うことができる。」を「解散を命ずることができる。」に、同條第二号中「教唆し、若しくはせん動して、を教唆して、に改める。

第七條但書中「その処分の効力に關する訴訟」を「その処分に對する即時抗告」に改める。

第九條を次のように改める。

（財産の整理）
第九條 第六條の処分が確定したときは、その法人は、解散する。
2 第六條の処分が確定したときは、当該団体は、すみやかに、その財産の整理をしなければならぬ。

第三章を次のように改める。

第三章 破壊的団体の規制の手續
（処分の請求）
第十條 第四條第一項及び第六條の処分は、檢察官の請求があつた場合にのみ行ふ。
（管轄裁判所）
第十一條 第四條第一項及び第六條の処分に関する事件は、団体の主たる事務所のある所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

第十二條 団体に主たる事務所のないときは、団体の代表者又は主幹者の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

3 前二項の規定により管轄裁判所が定まらないときは、最高裁判所

が指定した地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

(処分の請求の方式)

第十二条 第十條の請求は、請求の原因たる事実、第四條第一項又は第六條の処分を請求する旨その他最高裁判所の規則で定める事項を記載した処分請求書を裁判所に提出して行わなければならない。

2 処分請求書には、請求の原因たる事実を証すべき証拠を添付しなければならない。

(通知)

第十三条 裁判所は、前條の請求があつたときは、審問の期日を定め、檢察官に通知するとともに、その期日の七日前までに、当該団体に対し、処分請求書の謄本を添附してこれを通知しなければならない。

2 前項の通知は、官報で公示して行う。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、通知があつたものとする。

3 当該団体の代表者又は主幹者の住所又は居所が知られていないときは、前項の規定による公示の外、これに通知書を送達しなければならない。

(審問公開の原則)

第十四条 前條第一項の審問は、公開して行わなければならない。但し、最高裁判所の規則の定める場合は、この限りでない。

(意見の陳述及び証拠の提出)

第十五条 檢察官は、期日に出席して、裁判所に対し、陳述することができる。

2 当該団体の役員、構成員及び

代理人は、五人以内に限り、審問の期日に出頭して、裁判所に対し、事実及び証拠につき意見を述べ、並びに有利な証拠を提出することができる。

(不必要な証拠)

第十六条 前條の規定により提出された証拠であつても、裁判所が必要と認めるものは、取り調べないことができる。

(調書)

第十七条 裁判所書記官は、審問の期日における経過について調書を作らなければならない。

2 前項の調書については、第十五條の規定により出頭した者に意見を述べる機会を与え、意見の有無及び意見があるときはその要旨をこれに附記しなければならない。

(調書等の謄本の交付)

第十八条 裁判所は、当該団体から請求があつたときは、調書及び取り調べた証拠書類の謄本各一通をこれに交付しなければならない。

(裁判)

第十九条 裁判所は、事件につき、左の區別に従ひ、決定をしなければならない。

一 処分の請求が不法であるときは、これを却下する決定

二 処分の請求が理由がないときは、これを棄却する決定

三 処分の請求が理由があるときは、それぞれの処分を行う決定

2 前項の決定は、書面をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

(裁判の効力発生)
第二十条 裁判は、告知することによつて、その効力を生ずる。

(即時抗告)

第二十一条 団体及び檢察官は、第十九條の決定に対し、即時抗告をすることができる。

2 前項の抗告は、決定の告知があつた日から十日以内にしなければならない。

3 前項の期間は、不変期間とする。

(裁判の促進)

第二十二条 この法律に規定する事件については、裁判所は、他の事件の順序にかかわらず、すみやかに審理を開始し、事件を受理した日から百日以内にその裁判をするようにつとめなければならない。

(裁判の公示)

第二十三条 裁判所は、第十九條の裁判が確定したときは、その決定の要旨を官報で公示しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第二十四条 特別の定めがある場合を除いて、この法律に規定する裁判に關しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一編の規定を準用する。

(最高裁判所の規則)

第二十五条 この法律に定めるものの外、裁判の手続に關し必要な事項は、最高裁判所の規則で定める。

第二十六条 次のように改める。

(檢察官等の調査権)

第二十六条 檢察官又は檢察事務官

(以下「檢察官等」という。)は、この法律による規制に關し、必要な調査をすることができる。

第二十七条を削る。

第二十八条を第二十七条とし、同条中「公安調査庁」を「檢察官等」に改める。

第三十条から第三十三条まで中「公安調査庁」を「檢察官等」に改める。

第三十二条中「第三十條」を「第二十八條」に改める。

第二十九條を削り、第三十條を第二十八條とし、以下第三十三條まで二條ずつ繰り上げる。

第三十四條及び第三十六條を削り、第三十五條を第三十二條とする。

第三十七條中「若しくはせん動」を削り、同條第二項中「公然揭示し、若しくは頒布し若しくは公然揭示する目的をもつて所持した者」を「若しくは公然揭示した者」に改め、同條を第三十三條とする。

第三十八條中「教唆又はせん動」を「又は教唆」に改め、同條を第三十四條とする。

第三十九條中「教唆又はせん動」を「又は教唆」に、同條第三号中「檢察」を「裁判、檢察」に、「補助する者」を「補助する者又は」に改め、「又はこの法律の規定により調査に従事する者」を削り、同條を第三十五條とし、以下第四十二條まで四條ずつ繰り上げる。

第四十三條を削る。

附則第一項中「日本國との平和條約の最初の効力發生の日」を「公布の日」に改める。

附則第五項中「第八條第三項中第八號を削り、第九號を第八號とする。」を

「第五條第一項中「特別審査局」を削る。

第七條第一項第五號の次に次の一號を加え、同條第三項を削る。

六 破壊的団体の規制に關する事項

第八條第三項中第八號を削り、第九號を第八號とする。

第十三條の十及び第十三條の十二を削り、第十三條の十一を第十三條の十とし、第十三條の十三及び第十三條の十四を二條ずつ繰り上げる。

附則第五項の次に次の二項を加える。

6 行政機關職員定員法(昭和二十四年法律第二百六十六號)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表法務府の項中「うち一〇、九〇七人は、檢察官の職員とする。」を「うち一〇、〇五二人は、檢察官の職員とする。」に改める。

7 入國管理庁設置令(昭和二十六年政令第三百二十號)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「法務府特別審査局」を「法務府檢察局」に改める。

○中村(又)委員 私は改進黨を代表いたしまして、破壊活動防止法案に対する修正案を提案いたし、その理由を説明するとともに、公安調査庁設置法及び公安審査委員会設置法の制定を必要

としないゆえんを、申し述べたいと考
えるのであります。

まずお断りいたしておきますが、わ
が改進黨は、極右極左の団体による暴
走主義的破壊活動に対する取締り法規
制定の必要は、これを認めておるので
あります。これは今日のわが国の国際
情勢下に置かれる現実の姿から見まし
て、遺憾ながらやむを得ないものと申
さなければなりません。しかしながら
かかる破壊活動に対する取締りは、検
察庁及び警察の機能及び構成を充実強
化することによつて対処することが最
も効果的であつて、系統立つたる筋道
に立つものであり、国費を最も有効に
役立たしむるところのものであること
を確信して疑われないのであります。従
いまして、われ／＼の修正せんとする
立場は、これを要約いたしますとすな
は、次の通りであります。

一、公安審査委員会設置法及び公安
調査庁設置法は制定しない。
二、破壊活動防止法は制定するが、
同法案を次のように修正する。
(1)「公安審査委員会」とあるのを「地
方裁判所」とし、「公安調査庁長官」
とあるのを「検察官」とする。
不服申立てに關しては抗告の制度
を設ける。

(2)地方裁判所の裁判の構成及び処分
の手續に關する細則は、最高裁判所
規則で定めるものとする。
三、法務府特別審査局を廃止するも
のとし、法務府設置法に所定の改正
を行う。

四、以上に対応して検察庁及び警察
を充実するものとする。
五、取締り機能さえ充実すれば、破
壊活動防止法案中「せん動」「所持」

等の字句を設ける必要を見ない。従
つてこの字句を削除する。

これがわれ／＼の修正案の立脚する
要旨であります。この観点に立ちまし
て、破壊活動防止法案を修正せんとす
るものであります。修正案が大分広
汎にわたつておりますので、速記録に
この案文を挿入していただくことに
いたしまして、朗読は省略をいたした
と思ひます。

さていささかこの修正案について諸
君の御賛同を得るために、説明を加え
ておきたいと思ひます。

われ／＼は、現内閣が昨年来この種
の団体規制法律制定の必要を唱え、い
わゆる大橋案を幾つか発表せられ、最
近また木村案が発表せられ、さらに最
後に木村案がなお政府原案となり
まして、ここに示されておるのであり
まして、これを今日まで検討いたして
参つたのでございまして、思うにこの
法律くらい評判の悪い法律は、私不敏
にして今まで見聞したことがないので
あります。何ゆゑかよく評判が悪い
か。これすなわち真の意味の破壊活動
を取締るために、最も有効であつて、
しかもまた基本的人権を不当に侵害し
ないよう、明確に規定するといふ二
つの目的が、この法案において達成さ
れていないからにはかならないため
であります。それに従来法務府の特
別審査局の活動及びその性格に対する
不信用、不愉快とでも申しまするか、
その事実ないしは国民の感覚が多分
これに働いていることも、現実の問題
として考え合はなければならぬもの
があると思ひます。木村法務総裁は、
私が個人的に最も尊敬する人物の一人
でありまして、その言動に對しまして

は常に注目して今日に至つておるので
あります。この木村総裁が在野時
代において、この特別審査局が国民に
与える感ぜをどのようにお考えになつ
ておつか。私はこの在野時代のお考
えこそ最も大切ではないかと信するも
のであります。国家のために、在朝在
野を通じて一貫した大局の見地に立つ
て事に処せられんことを、切にこの機
会に熱望しておぐ次第であります。私
どもは本案について十分世論に聞き、
また公聴会の公述を聞きまして、かつ
また法務委員会におきまして大いに論
じて合つたのであります。政府の御
答弁はいたすに取締りの必要を説く
のみでありまして、何がゆゑに検察
及び警察のほかに、公安調査庁とか公
安審査委員会とかが必要であるかを、
私どもは合点し得なかつたのでありま
す。ただ今日占領下の遺物ともいうべ
き特別審査局が存在するの足がかり
をいたしまして、これを拡大し、覆板
を敷いて、そして法務府ひいて
は法務省となるわけでありまして、こ
れの外局として、より多くの人員と手
算をもつてなわ張り的な機構を打立て
ようとしてゐるかのやうにも、考えら
れないことではないのであります。この
政府の態度は、決して真に国を憂へる
者のとるべき態度とは私は考えており
ません。取締りのためには、すでに警
察もあれば検察もあるものでありま
す。しかるにこれをさておいて、強制
調査権を持たない公安調査官なる、わ
けのわからぬ官職をつくり、この調査
に基いて、団体の死刑とも申すべき解
散を、同じ法務総裁のもとにある公安
審査委員会という小さな機関によつて

決定せしむるというがごとき構想は、
突に兎兎にも類する事柄でありまし
て、いかにも特別審査局の臭味に満ち
たるものと批評されても、いたし方な
いと考えるのであります。

私どもは、真の意味の破壊活動を取
締る目的のために、どういふ機関によ
つて、どういふことがなされるかが
最も効果的であるかというところを、白
紙に返つて考え直さなければならぬと
思ひます。と同時に、このことが基本
的人権を侵害しないために、どういふ
機関による処分が最も適當であるかと
いうことも、根本的に考え直さなけれ
ばならぬと信ずるのであります。これ
は自由党だからどうの、改進黨だから
どうのと申すことではなく、相とも
に、率直に、今日の切迫したたる破
壊活動に対する根本的方策をいたしま
して検討し、これを樹立しなければなら
ぬと思ふのであります。よつて私
は、一面取締り機関の充実強化を考
へ、他面団体の規制のために、行政機
関によらざる司法処分をもつて、最も
適切な措置であると斷言せざるを得な
いのであります。

取締り機関の充実強化は、警察と検
察の機能を強くすることが最も有効
であります。公安調査庁のごときを設
けることは、いたすに屋上屋を重ね
るばかりでなく、かえつて将来権限争
いの弊を招き、国費をむだに費して、
少くも取締り機能の強化には相ならぬ
ことを、確信して疑われないのであり
ます。このことは、警察の幹部なり検
察の幹部なりの意見を聞けば、ただち
に裏づけられる事実であらうと、私は
思つておるのであります。

次に、政府が公安審査委員会によつ
てなさんとする処分は、明らかに司法
処分にゆだねべき性質のものであるう
と私は考えております。木村法務総裁
は、公安審査委員会を合理づけるため
に、しきりに準司法機関だとか、準司
法処分だとか申されておるのであり
ますが、準司法、すなわち司法に準ず
るとまで言われるならば、何がゆゑに
司法そのものにこれを託せられないの
でありましょうか。この辺に現内閣の
法律的潔癖性の欠如を、われ／＼は痛
感いたさざるを得ないのであります。

わが改進黨は、これを純粋に検察官の
申立てによつて、裁判所が決定するこ
とによつて行われねばならぬものと定
めるとともに、当事者に対して不服申
立てのための抗告の制度を設けること
が、最も合理的であると考へるのであ
ります。

さらに、この機会においてこそわれ
われ日本国民が、平和条約と安全保障
条約の二つに拘束される以外において
は、何らばかすることなく、日本的
に、しかも民主主義の線を失わずに、
法律の政略をなし得る絶好の機会に當
面したてゐるのであります。この立
場からいまして、私は、自由党の
諸君と虚心坦懐に、従来の行きがかり
を捨てて、わが修正案に對しまして御
理解をいただくとともに、その賛意を
お願いいたしたいものと存じており
ます。

私がこの機会に一言つけ加えておき
たいのは、取締りの強化さえ、検察庁
における検察の機能さえ充実強化いた
すことができるならば、案文中のい
ゆる「せん動」あるいは「所持」とい
う文句のごときも、これは削除しても
何ら不便はないのではなからうかと考

えまして、わが改進黨といましては、これは削除いたしております。その一つの考え方といましては、たとえば教唆罪のごとき、一般法の考え方といまして、本犯が成立しなければ教唆は成立しないのでございまして、本法案から考えてみますると、教唆は独立犯と相なつておるような関係から見ても、法の運用を適正にいたしますならば、「せん動」の文句にとらわれることなく、その目的は達し得られるのではないかと考えております。「所持」のごときもまたしかりであります。いわゆる犯罪の段階には準備などの段階もあるのであります。法律の取扱い運用によつて、十分これを埋めることができるのではなからうかと存じておるのであります。

政府の意図せらるる修正、与党が出しておられます修正案によりましますと、公安審査委員会の委員の任命のごとき、総理大臣が任命するから間違いない、国民の信頼するに足る手続であるというお考えのようでありますけれども、これは五十歩百歩であります。総理大臣に公安審査委員会の委員の任命を許すならば、これは法務總裁に任命権を持たすのも同様であります。私はこれによつて、改革及び改善が施されたいわゆる修正案の趣旨としての価値を持つものではないと存するのであります。私も、国民の利益を害い、あるいは国民の利益を制限するがごとき処分に対しては、先にも申しましたように、少くも純司法処分といまして、行政権より離れたる、司法権の処分によつてこれを行ふことが、国民の一番安心し得る方法であるということを、かたく信じて

おるのであります。広く国民の納得と理解の上に実現し得ることを期待いたしております。われ／＼は、自由党の諸君もいまだ一歩進んで、わが党の修正案に御賛成あらんことをお願いいたして、趣旨の弁明をいたした次第であります。

○佐瀬委員長 以上をもつて、自由党並びに改進黨の各修正案に対する趣旨説明は終了いたしました。

これより、本三案及び各修正案を一括討論に付します。討論は通告の順序に従つてこれを許可いたします。鍛冶良作君。

○鍛冶委員 私は自由党を代表いたしまして、自由党提出の修正案並びに修正案を除いたる原案に、賛成の意を表明せんとするものであります。

われ／＼は法律家の一人でありまするところから、かような法案がいいものか悪いものかというのを考えまするときには、かような法案のないことを望むことは言うまでもありません。しかしながら現下の日本の実情ということから考えまして、どうあつても必要なるものであるかいなやということに着眼せざるを得ないのであります。またこれが必要であるといつたとしても、かような国民の基本的な人権を侵害するおそれある法案に対しては、でき得る限りその危険性を防止するたために法案を吟味し、また適脱するおそれあるものに對しては、できる限りいゝゆるしをかけたといふと考えることも、当然のことであると思ひます。

過日來公聴会でいろいろ議論を承りましたが、公聴会に出られるほとんどのすべての人々は、そのまゝ本案には賛成いたさぬようでありました。これは

おそろく私が今申し上げました、この論拠に立つての議論であらうと考えるのであります。ただ、二の特別の人は頭から本案を否定してかからしめたが、これはまことにわれ／＼から申しますならば、特殊の考えを持つておるもの、またわれ／＼と相いれざる思想の持主でありますから、議論の余地のないものと考えるのであります。ことに私がいわゆる学者と称しますもの、御議論を聞いて驚いたことには、全然現実というものを踏まえないで、単に頭の中で考えたいわゆる空理、空論をもておそれおそれという一事であります。名前ははばかつておきますが、皆さんお聞きの通り某東大教授は、本案のごときものを制定しなくても、現行刑法で十分まかない得るという議論を立てた。これに対して私はまことに傾聴すべき議論だから私に承るが、日本の現状がどうであつて、その現状に即して現行刑法ですべてまかなわれるという議論があるならば、あらためて承りたいと聞いたところから、彼いわく、私は学者でありますから現状は知りません。私は専門は刑法であります。これはまことに驚き入つたものだ。現状も知らなければ刑法も知らないでおつて、しかも刑法で全部まかなわれると云うに至つては、これまことにわが日本の学者として、風上に置けないやからだと言ひなければなりません。かようなもの議論をもつて本案に対する批評をせられるに至つては、まことに片腹痛しと断言せざるを得ないのであります。

「いやにはつきり言うな『案を待つて来てくれ』と呼ぶ者あり」

○佐瀬委員長 静肅に願ひます。

○鍛冶委員 そこでそれでは日本の現状からして、この法律はどうあつても必要なものかどうか。しかもいゝゆる基本的な人権をある程度制限するがごとき本法案は、憲法上合法と認められるものかどうかという大なる問題が残るのであります。この点につきましては、すでにアメリカの国会においても議論が統一せられておるところでありまして、問題は現に危険性が存在すること、その危険性は明白に現われておること、第一の要件であります。第二は、かような法律をこさえないかつたら、これを防止できないという現実がなくてはならぬ。これが第二であります。しこうして第三においては、言論、集会等の抑圧をすることは憲法上最も慎むべきであり、忌むべきことである。忌むべきことではあるけれども、危険防止の重要性から考えるならば、これを防止せなかつたらすべの日本の価値、国家社会の秩序が紊亂せられるという重大なる危険がある以上は、これと対比して、やむなきものならばある程度の制限もしかたがない。この程度においては憲法上許さるべきものであるということは、すでに今や世界の肯定論と申し上げてもさしつかえないのであります。

かように考えまして、わが日本の現状を見ますときに、これは申し上げるまでもありません。昨年来某団体、あらゆる非合法なる手段をもつて暴力革命の扇動をなし、しかもその実行方法までも指示し、すでに現在においてこれにならつて、これが実現に着手しつつあることは、私が今ここで一々事実を指摘するまでもない明白なる事実であると考えます。かような

きに今までの刑法によつてこれがまかない得るならば、かようなところまで行つておられない。ことに問題は、新たに教唆、扇動というがごときものまで認めることは、非常に弊害が出るというおそれがあるもので、あえて人から言われるまでもない。われ／＼もこの点に対して種々なる考えを持つておりますが、多くの例をあげる必要はありません。去る五月一日のあのメーデーを機会としたる騒擾において、扇動というものがいかなる役割を果したかは、諸君現実ごらんになつたところですよ。かような現実を見ながら、このままだとやれるとは、おそろしくいかなる人も断言できないだらうと思ふ。この意味におきまして、ぜひともここに新たな法律を制定することはやむを得ざるものである。しこうして現下の日本の現状からして、このために多少の言論の抑圧があつてもやむを得ない、憲法上許さるべきものであるという断定が、出て来るものと信じて疑わないのであります。

さらにここで、それでは出しましたる原案そのまゝでよろしいかどうかということになりまして、われ／＼は法案そのものの体系については反対するものではないけれども、先ほど来議論いたしましたように、濫用のおそれあるものに対しては、できるだけこれをセーブしたい。さらにまたかような重大なることを調査し、もしくは審査する上においては、これもできる限りいゝゆる民主主義の原則にのっとりまして、公明なる調査及び審査の結果、これを行ふべきものだといふ考えからいたしまして、この法案に対し十分な

一つによつていわゆる一所為数罪に該当するものではないかという疑問を持つたのであります。この点を十分研究いたし、政府の答弁を聞きましても、決して一所為数罪にならぬ、こういふ確答を得ましたがゆえに、それならばこの点を明白にする。これがいわゆる言論界等において、最も心配しておられる一点であります。ゆえに、揭示及び所持の犯罪は成立しても、教唆煽動にならぬのであるぞということを、ここに明白に表わしたわけでありま。

さらにまた第十五条の修正は、これを認めてみまると、「審理官が不必要と認めるものは、取り調べることを要しない。」いかに審理官の専断によつて、何でも拒絶できるように見える。なるほどとては、不当に制限してはならぬと書いてあるけれども、不当に制限せられることがないであらうかという杞憂を起す条文でありました。ゆえに、これもわれ／＼は一体不必要とはどういふものを言うか、この点を十分確かめたる結果、不必要とは立証難の不明確なこと、事件に關係のないものであること、さらに事件を遅延せしむることを目的とするとの明瞭なるもの、これらのものとていう。これならば、客観的に不必要であることは問題ないのでありますから、審理官の認定によつてきめるまでもない。客観的に不必要なものであるならば、これは排除してもよろしいといふことから、ここに審理官のいわゆる裁量権を狭めて、かような専断のないように防止するために、この修正をいたした次第であります。

さらに第二十一条の修正に至りましては、これは申し上げるまでもありません。書面審理でやることは悪くないかも知れませんが、なるほど急遽をたつとぶこの処分であるがゆえに、原案作成者の意図もわかるのであります。しかし審理官自身がもつてこの点に對して聞きたい、もつてこの点に對して裏づけの証拠がほしいといふときに、かようなものをやつていかぬといふべきものではない。必要ありと認むるならば、必要な限度において、いわゆる審査を遅延せしめざる範圍においてやるといふことはとむべきものではない。かように考えましたがゆえに、この一項の追加をしたわけでありま。

さらに審査官につきましても、法務總裁がこれを選任するよりか、いやしくも国会の承認を得るというならば、内閣総理大臣に任命せしめて、しこうしてこの責任の帰属をどこまでも明確にすることが最もよろしいと考へて、法務總裁の任命を内閣総理大臣と改め、さらに法務府の外局とすることはやむを得ずといたしましたが、これに一つの事務局もなく、法務府の官房によつて手のすいたものにまかなわねえというようない見識なことではいかぬから、小なりといえども、独自の事務局を設けべきものだ、かように考へましてこの修正をいたした次第であります。

そのほかは、大した修正ではありませんが、字句を明瞭にし、条文の解釈に疑いを生ぜないよう、しかも第六條に至つては規制をすることは目的でない、やむを得ず規制をするものであるといふことを、明瞭に表わした次第でありまして、どうか皆様方には、わ

が自由党から提出した修正案に御賛同を願ひ、しこうして修正案を除いた他の部分に對しては、原案に御賛成あらんことをお願いいたしまして、私の討論を終ります。

○佐瀬委員長 大西正男君。

○大西(正)委員 私は改進黨を代表いたしまして、破防法につきましては改進黨提案の修正案、並びに修正部分を除く原案に對し賛成をするものであります。そして公安審査委員會設置法、並びに公安調査庁設置法に對しましては、反對の意図を表明するものでござい

ます。申し上げるまでもございませんが、われ／＼は新しい憲法のもとにおきまして、民主主義を信条とするわれ／＼の国民生活を助長し、また擁護して行く上におきまして、国の内外を問はず、平和を愛好し、社会の正常な進歩というものを期待し、念願するものでございませう。この憲法に規定されておる民主主義の精神に對して、暴力を振つてこの社会を破壊しようといふものがありますれば、そのやからに對しましては、これが与える重大なる脅威に對し、また現実の侵害に對しまして、われ／＼はこれに對し何らかの反撃をもつてこれを防止し、阻止し、社会の平和と秩序と国民生活の安全を保障すべき何らかの措置を必要とするといふことは、われ／＼も常に主張しておるところでございます。しかしながら、かような考え方は、今回政府が提出をされた破壊活動防止法にそのまゝ賛成するといふことは、おのずから別個の問題であるといふことを明確にしておきたいと思ふのであります。

今回の破防法並びにこれに関連をいたしまする二法案の、わが法務委員會における審議の経過の過程におきまして、私は、政府は二つの弱点を暴露したといわざるを得ないと思ふのであります。その一つは、先ほどわが党の中村委員が、わが党の修正案を説明なさいます際に言われたのでございませうが、この原案によりますならば、いわゆる規制をいたしまするについて、それを調査する機関と、そしてまたその調査請求に基いて、規制の処分を決定いたしますところの委員會といふものが、なるほど形の上におきましては二つにわかれておるのであります。しかしながら公安審査委員會なるものは、法文の上におきましては獨立といふ文句を使つてございませうけれども、その獨立の内容はまったく無内容といわなければなりません。公安調査庁が調査をいたしましたところの調査に限定をされて、公安審査委員會は調査庁の提出する資料に基いて書面審理をする以外、何らかの権能を持つておらないのであります。さういいたしますならば、これは要するに公安調査庁の調査官のすえんを、そのまゝ味わうというだけの権能しかないものでありまして、政府はその説明において、二つの機関をわけたといふことは、民主主義の精神にのつとつて、大きな民主主義を擁護するために、かようなことをしたといふのであります。が、私は政府の新しい民主主義に對する把握の貧弱さを、暴露したものでないかなければならないと思ふのであります。

第二には、先ほど自由党の鍛冶委員は、先般のメーデーにおける暴動に關係をいたしまして、非常にびつくりされたやうであります。が、さういふことがあり得るから、さういふ暴力に對して何らかの措置をとらなければならぬといふことは既定の事実であつて、それゆえにこそ、われ／＼はこの破防法案についていかにすればよいといふことを、当初から問題としておるのであります。さういふ現象が初めて起きたからといつて、あの平家の公達飛び立つ水鳥の羽音に驚いたごとくに、この法案に對して驚きを發するがごときは、まったく自由党の認識不足を表現するもの以外の何ものでもないといふ、いわざるを得ないのであります。さういふわけ合ひでありまして、この破防法案によらば、政府は今日の不安な社会情勢に對処することができないとおつしやいますけれども、しかしながら、過去のいゝゆる地下に追放された日共の幹部の人々の捜査に關係をいたしまして、一体いかなる治安能力を發揮されたのでありましようか。われ／＼はかような破防法案をいくつくりまして、その根本となるべき政府当局の治安に對する能力がないならば、要するに紙の上に多くの文字を羅列するにすぎないと思ふのであります。さういふ意味合ひにおきまして、当初申し上げましたやうに、第一には、政府は民主主義に對する把握の貧弱さを暴露するともに、第二には、政府の治安能力の貧弱性を、国民の前に暴露したものでないかならば、この点はまことに遺憾にたえないところであります。私はこの法案におきまして、さういふ意味合ひから、先ほど中村先輩が御説明をなさいましたやうに、真に民

主義の精神にのつたるならば、かような国民の言論あるいは集会、結社の他の重大な人権を制限をするような、そういう重大な処分については、改進黨の修正案のごとくに、民主主義の精神を尊重と打立てて、その精神にのつて、その処分をする役所と、そうしてまた処分を請求する役所との間に、憲法に示されておる三権分立の精神を、この法案においてもどうして生かさなければならぬ、民主主義の将来における擁護と発展ということを期することは、きわめて困難であるということを感じておる。その意味において改進黨の提案をいたした修正点の、機関の「公安審査委員会」を「地方裁判所」に改め、「公安調査庁長官」を「検察官」に改める、この根本方針に全面的に賛成をしなければならぬと思ふのであります。また本法案におきましては、規制の対象となる、あるいはその原因となる行為につき、また処罰の対象となる行為につき、また、この委員会におきまして種々論議がなされたのでありますが、申すまでもなく、治安立法というものは、まことに刃のやいばと申しますか、蛇を断つべき剣が往々にして人を殺す殺人剣に化しがちであります。これは、これは東西古今の歴史が証明をするところでございます。さればこそ民主主義の今日におきまして、真に自由を愛好し、また国家社会の前途に對して真に心から憂う人々の正しい愛國の言論というものを、これをまた反面におきましては擁護をして行かなければなりません。しかるに、この法案におけるところの扇動とか、あるいはまた文書の所持まで処罰をし、ある

いはまた規制の原因たる行為にしようというところは、まったく行き過ぎであるといわなければならぬと思ふのであります。私はあえて自由党を攻撃するわけではございませんけれども、去る三月中旬における自由党の臨時大会において、自由党の總裁たる吉田現總理大臣は何と仰せられておるか。今日の野党はいくらに政府を批判しておるが、これは要するに共産党の手先であり、共産党を擁護する以外の何もでもないというところを、あの臨時大会で言われておるのであります。これはまったく驚くべき言論であります。換言をいたしますならば、かつて平清盛、あの入道の坊主が、平氏にあらずんば人にあらずと言つたが、まことに三月中旬における自由党總裁の言論は、この平家の入道清盛とその軌を一にするといわざるを得ないことは、まことに遺憾にたえないのであります。かような政府がこの法案の原案を、また自由党の修正せんとするものを含めて、かくのごとき破壊活動防止法案を運用されたならば、まことに驚くべき結果を招来するといわざるを得ないのであります。しかるがゆゑに、いかなる政府が今後成立するにいたしましても、どの政府もこれを國民の前に濫用ができないようにすること、今日われわれに課せられた重大な使命であるといわなければならぬと思ふのであります。さういふ意味合いにおきまして、本委員会が招致してその意見を聞いた公聴会における各界の権威者はもちろん、今日の情勢において破壊活動防止法何らかの処置を必要とするということは、大部分の方が認められたが、同時に圧倒的

大部分の方が、かくのごとき法案によつては、その濫用の結果恐るべき事態を招来するといふことを、いずれの人も口をきわめて意見を述べられておりました。これは、私が申し上げるまでもなく、委員各位の十二分に御承知のところでございます。その要点は、わが党が提案をいたしております規制の請求機関を、司法裁判所にまかすべきであるとの有力なる議論が多々ありましたことは、各位はその御記憶を御喚起願いたいと思ふのであります。同時に扇動や所持につきましては、まことに行き過ぎであつて、その濫用はいかなる結果を招来するかもわからないといふことも、これまで圧倒的多数の陳述人が申しておりましたことも、私があらためて申し上げるまでもないところであります。かような法案を、さういふ意味合いにおきまして、われわれは、かくのごとき恐るべき結果をのみ招来することが多くて、そうしてむしろ破壊活動防止をするためには、きわめて少い役割しか果たさないと認められるところの「せん動」として「所持」を削るといふ改進黨の案は、まったく今日の有識者の賛成するところであつて、われわれもこれに双手をあげて賛成せざるを得ないのであります。さういふ意味合いで、われわれは改進黨の修正案に賛成するのであります。が、翻つて自由党の修正案をつつしんで拝見いたしますと、これはまったく修正ではなくして、字句の訂正というも過言でないと思ふのであります。鑑治委員より御説明を賜りましたけれども、私は、これはまったく字句の訂正である。かくのごときまかしを

もつて、今日の進歩せる國民諸君をごまかそうとしても、それはあまりに國民を愚弄するものである、いわなければならぬと思ふのであります。かくのごとき修正案に賛成するわけには参りません。要するにさういふ意味合いにおきまして、私は改進黨の修正案に賛成をし、しこしてその修正部分を除いた原案に對しまして、賛成をいたしますとともに、公安審査委員会設置法案、並びに公安調査庁設置法案に對しましては、遺憾ながら反対の意思を表明せざるを得ないのであります。以上をもつて私の討論を終ります。(拍手)

○佐瀬委員長 田万廣文君。

○田万委員 私は日本社会党を代表いたしまして、改進黨並びに自由党両党から提出せられておりますところの修正案、並びに修正案を除く原案に對し、いずれも反対の意を表明するものであります。

両党の修正案の内容を拝見しますれば、さすがは進歩的保守党とうたつていふだけに、やはり改進黨に多大の進歩の跡が見られるのでございます。けれども、われわれの側から見ればそれは大同小異でございます。いづれ劣らぬ花しょうぶといふところでございませう。この自由党の修正案のうちで「法務總裁」を「内閣總理大臣」に変更するといふ条項がございますが、これはまさしく反動への証憑でございます。まして、ワシントンさんにその実権を法務總裁から移す場合において、國民大家が今までに悩んでおる姿より以上に、大きな被害が國民にかかつて来るということは、明らかに予定されるのであります。これは従来の自由党の性格

を、率直に修正案において表明したものであります。私どもはこの法案を審議するにあたりまして、過日早大事件が勃発した際に、本委員会におきまして、早稲田總長の島田さん並びに厚生部長の瀧口さん、並びに田中警視總監の三人を喚問いたしましたのであります。その際の状態を私つらつら振り返つて考えてみるのに、あの温厚な紳士である島田總長が、涙を流して供述なさつたその内容は、純真なる学生が警察官の集团的暴力によつて血を流された、傷害を受けた、これはいまだ聞かざるというところの権力による集団暴行であるといふような証言があつたことを、私はその日のことをなお記憶いたしておるのであります。この法案の内容は、すなわち権力政治への逆行を物語る以外の何ものでもないといふような感じが、深くいたすのであります。今日皆さんも御承知の通り、学生對警察のこの関係はきわめて深刻なものがあるのであります。重大問題でございます。その重大な問題を解決する根本策といたしましては、これは真にあるべき姿の警察といふものを学生諸君が認識し、学生運動に對しては警察が干渉がましいことをやらないう。この両者の境界を明らかに持つところ、警察と学生側との今後の新たな平和な境界運動の点があると思ふのであります。今日は、すべて警察力によつてものを解決しようとする、非常に悪い、封建時代の感じが多分に生れつつあるのでございまして、私どもはこの点から考へて、この法案がもし自由党の修正案のごとく、それを除く原案の通り決定されたあかつきにおいては、いかなる事態が國民勤勞大衆

の上にかつて来るかと思うならば、あえて反対せんがための反対ではなくして、かような非民主的な反動立法に對しては、心から反対を叫びざるを得ないのでござります。過去におきまして、治安維持法といういまわしい法律のために、自由人が何百人か獄につなれたことを、私もは明らかに記憶いたしております。私が尊敬しておりましたところの美濃部達吉博士すらも、この治安維持法によつて弾圧せられた。りつばな世界的な学者があつた治安維持法によつてやられたということ、われわれは終世忘れることができないのでござります。かような法律が議會において立案され、旧帝國議會において論議せられました当時の速記録を私もが拝見いたしましたのに、その政府側の答弁というものは——この委員會に本案が付託されてから、特務局長の吉河さんなり、あるいはその他の有力な政府委員によつてする説明がなされておりますが、その説明の一つ一つは、かつての旧帝國議會における治安維持法における政府側の答弁と何ら異なるところがなく、強く指摘することができぬのであります。政府は、決して皆さん心配はいらない。われわれは保障する。しかもこの破防法の第二条においては、規制の基準というものがあつたから心配無用である。労働組合にしても農民組合にしても、あらゆる一般の組合と名のつくものはその適用を受ける危険性がないのだから、心配不要だということをつたひ／＼述べられております。速記録に載っております。しかしながら私も、あなたの方の説明だけでは、將來この法律が実施せられたあかつきにおけ

る實際問題を想像するときに、多大の不安を感じざるを得ない。自由党の皆さん方はそれは杞憂であると仰せられるかも知れませんが、自由党の今日の長老といわれたいところの星島二郎氏すらも、かつて治安維持法に反対せられたという突に明らかな記録があるのをごいまして、そのような突から考へても、私はこの法案には徹底的に反対をせざるを得ないのであります。一部の人は言うであります。破綻活動に對しては、だれしも異議のないところであらうと言われるのであります。その点においてはのみは確かに事實であります。しかしながら私も、心配してゐるのは、申すまでもなく、やゝ患者が病人をなおすために間違つた治療をする。ある一部の病氣をなおすために投薬した。これは絶対直るのだ、心配しないで飲んだらよろしい。これを信じて飲んだ患者が、間違つた投薬によつて、一部の病氣に投薬せられたものによつて、からだの九割まで侵害せられるという、いわゆるプラスとマイナスの面から考へたならば、マイナスの面が非常に多くなるということは予見されております。

（ノー／＼）その通り。私は明らかにその点を今ここで昭和二十七年の五月十五日、委員會において討論したこの田方の討論のごとくであつたという事實が確定した時分に、自由党の諸君はいかなる責任をとられるのか。私はこれすらも考へておるのであります。従いまして、過日委員會において政府委員の答弁に立たれた方々は、皆さんが安全である、心配するなと保障せられておられるけれども、もしそれがきわめて不

安全な結果を招来した時分には、いかなる責任をとられるつもりであるか、いかなる処置に出られるかということに對しては、曖昧模糊として明確なる答弁をされておらないのであります。かような突から考へましても、私は本法案が實質的に含んでおる危険性というものを、多分に感ぜざるを得ないのであります。

なおこの法案の一番大きなねらいとしておりますものは、法案によつて明らかにせらるゝ団体によつての暴力主義的活動の規制にあらうと思ふのであります。しかしながら団体の解散といふ、あるいは団体の規制という言葉でいふ／＼言つておられますが、要は団体の解散にいたしましては、民法、商法、刑法上におけるところの団体の解散といふものと異なるつきり違つたところのものであります。その意圖とするところのものは、団体を構成してある役員またはその構成員の追放以外にはないものであります。しかもこの法案の罰則の規定において、さういふ団体の構成員あるいは役員に對する犯罪としての処罰規定が明らかに載つております。この明らかな規定によつて罰せられるのは人間であります。団体ではございせん。懲役に行くのは団体が行くのではない。いかなる団体といへども罰金の対象にならない。懲役は、懲役に行かぬけれども、懲役に行かぬだけの能力を持つてゐる団体といふものは、法人格のあるなしにかかわらず、世界においてさういふ法律をつくつた例は私どもも聞いたことはいふのであります。従つて根本の目的は、さういふ非法的な行動をやること、追放するといふところにあると思ふのであります。そうするならば現在行つた法案であると言ひ得るのであります。その条項において「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するため、云々」という文句がございしますが、さういふことがあつたことだけで、それに関連するところの予備、陰謀、教唆または扇動すらも、独立罪として処断することに相なつておるのであります。これを当局が間違つてこの法律をもてあそぶときにどうなるか。正しいところの言論は抑圧され、正しいところの団体行動というものは抹殺せられる危険があるのであります。明らかに本法案の性質は時の政府のためにはなるかも知れないけれども、政治の根本をなす主権在民であるところの国民大衆の眞の要望といふものは、一方的に政府の考へで弾圧、抑制せられるということも考へられるのであります。おそろくさういふ結果になつて行くのであります。しかも憲法で保障せられておるところの「検問は、これをしてはならない。」というりつばな条項がございしますが、おそろくこの法案が通つたならば、公安調査庁長官の方へ——罰金をとられること、懲役に行くことをすかない大衆としては、さういふものを出したいのであるが、これはひつ／＼かきまゐり、ひつ／＼かきまゐり、一々御意見を伺ひに出るだらうと思ひます。これは現実の問題であります。その際これにさしつかえない、この限度まではよろしい、これからちよつと行き過ぎるとこの法律の適用があるぞ、といううな一々指示があるうと考へる。その指示自身は、任意に提出して意見は伺うものであつたとしても、明らかにこ

のようなものにみななつてしまふ。そういう反動立法であるわけでありまして、どうしてもわれ／＼はこれは賛成できない。ところがこの賛成の方々も中にはこういうことを言われる。それはなるほどその通りであつても、現実には今暴力主義的破壊活動と呼ばれるに値するような行動が、あちらにもこちらに起きてゐるではないか、ゆえにこれに対処するためには、何としても遺憾ながらこれは必要欠くべからざる規定であるという趣旨の主張があるのでありますが、これにいたしましては、かの下山事件あるいは三鷹の電車事件あるいは松川事件、最近は五月一日のメーデー事件、あるいは早稲田の事件、たくさんあるにはある。ところが政府当局はその都度、これは共産党がやつたのである、共産党が陰謀をやつたのであるというふうに、共産党なるものを国民大衆から切離してしまつて、これだけを弾圧の対象にしてしまつて、陰謀にでつち上げて来ておるのであります。現に私も本委員会におきまして、現に私どもが本委員会におきまして、これ／＼この文書が出てゐる。こういう破壊活動がある。これは共産党にどうも因縁があるらしいという発言があるので、証拠があるかと言ふと、最後の結論には到達してゐないと言われる。問題は共産党がいかに扇動や教唆をいたしまして、よくとも、相手たる国民大衆がそんなものを相手にする必要のないほどつばな生活をしておれば、火のないところに煙は立ちません。共産党は国民から遊離しておらぬ証拠には、場合によつては共産党は、飯が食えなければ税務署に押しかけようということを言ひましよう。あたりまえのことではありませ

るか。それやると、それ共産党が扇動したとおしやる。扇動などでおの忙し、そしてまた腹の減つておるときに、おかみさんが子供まで背負つて、わざ／＼何里という道を歩いて、税務署まで来るようなことはありませぬ。あるいは失業者にいたしましては、今日都会地で二百四十円、いなかでは二百円を下りますが、そのような失業手当でもつて、家族を四人なり五人なりかかえて、一箇月わずかに十五日か二十日しかの働か割当しかない。それで飯が食えるわけがない。そこで盛んにあつちこつちで起きておるいわゆる職安闘争なんかがあるのであります。失業者にいたしましては、りつぱな生活のできるような政治が行われておるならば、笛吹けどおどらず、共産党が扇動しても、教唆したところで、使喚したところで、だれが立つて来ますか。問題は結局、国民が何とかしなければならぬという問題を持つておる。これを被圧階級の先頭に立つておる共産党が、一緒にいたしまして、おつち協力する場合はある。けれども、そういうことによつてこそ、政治の欠陥やまた暴政というものが改革をされ、さらに進んでは革命という事象にもなつて、よりよき国家、よりよき社会に発展して行くわけでありまして、これを破壊活動であるとか、お前は暴力主義的破壊活動であるといつて、片ぱしからふんじばつて行きまして、ものならば、社会の発展も国家の発展もとまつてしまふ。こういうことは歴史に事例がたくさんあります。多く例があるが、みな失敗しておる。顯著な例は、たとえばナポレオン戦争の後には、オーストリアの首相メッテルニヒが、

権謀術数の親方が、前後三十年間にわたつて、憲政の発端であるあの民主主義というものの発展を阻止して弾圧をしようとして、全世界にわたつて陰謀をたくましうした。三十年の後に、とうとう反動計画がくずれ、メッテルニヒ自身は氣違ひになつて狂死したではありませんか。古くは日本の平清盛でも、あるいは秦の始皇帝でも、秦の始皇帝のごときは、学者の文句はうるさいぞ、言論を弾圧しろというので、学者をつかまえて穴の中に入れて殺してしまひ、本を焼き捨てた。平清盛のごときは似たようなことをやつた。それで、その支配機構が續いた。どつちも一代しか続かない。みんなでんぐり返つた。すなわち人類がそのずから発展しようとするその偉大な力を、一片の法律や制度でもつて食い止めよう、弾圧しようなどとは、とんでもない話なんです。

この法案は、政府委員の答弁によれば、決して共産党を目当てにしたものではないといふことではあります。しかしこれは一般社会においても、また政府内部においても、言うと言わずと共産党を相手にしておるのだといふことになつておる。ところで共産党を、それゆゑにこそ皆さんは国民から遊離せしめて、共産党だけをやつつけてしまおうとお考えであらう。けれども共産党はそんなものにはびくつきはいたしません。共産党というものは——これは共産党でなければ、革命党という名前前にいたしまして、革命党というものは、これは時の支配権力を恐れたり、弾圧を恐れるといふことではない。たとえて申しますならば潜水艦のようなものであつて、堅牢なる潜水艦は敵階級の弾圧、空襲がはげしければ、水面下にもぐればよいのではない。天気晴朝ともなれば、水面上に出て全速力で革命工作に従事すればよろしい。そういうわけでこの法案を適用なさつても、共産党を大して弾圧することができぬことは、大方政府にはわかつておる。そこでそのとつちうちを受けるのは、地上にしよつちうち受ける大衆組織、これがみな被害を受ける。労働組合、農民組合、市民団体、文化団体、宗教団体、ちやうどあの治安維持法が、最初は共産党を目標にやつて来た。しまいに良心的な学者、軍人、宗教家を、ことごとく氣違ひのようになつてこれをふんづかまえて懲役にぶち込んでおる。こういうことになることは必至でありまして、他の不賛成の方々も、中にはまあ濫用をしてくれなければよからうなどとお考えになることがおこしい。なぜなら、こういう弾圧法規というのは、濫用が必至の内容になつておるわけでありまして、濫用することこそ、この法案の内容になつておる。でありますから濫用を避けさせれば、まあ／＼共産党だけがやられ、われ／＼は安泰ですものなどとお考えすることは、たいへんな見当違いである。どん／＼やられることになることなるのであります。

そこでそれはそれにしましても、總じてこのような悪法はいけないという議論は、もう国民大衆には至るところに沸き上つております。労働組合全国四百万といふものが立ち上つて、そして破壊活動防止法案その他の悪法反対という闘争を起しておるし、言論界も大体においてこういう立法に対しては反対であります。本委員会に呼んで来たあの公述人の諸氏の口頭を通じて、大体においてこういう立法には反対といふことが読みとれる。にもかからず、政府はどうでもこうでもこれをひとつ強行しよう、あまり評判が悪いから、ちよつとばかり修正しようといふので、けさの修正案を拝見いたしますと、笑うにたえたることである。第三条の一号のロ、これを二つに割るといふことになれば、どつちもひつかかるといふことになる。一つにしておけば、ひよつとしたら教唆や扇動の予備といふものはできないから、予備に当るのではないからという、法廷闘争の逃げ道一つあるわけですから、それをありのすき間はどのものを発見して、わざ／＼二つに割つて、教唆、扇動にならなくても、たゞその予備行動でも、文書の所持や印刷を全部やつてしまふといふ。まつたく敗悪化されておる。それからまた、これは全部やりませんけれども、審査委員なるものを、この委員長及び委員は法務総裁任命といふことを、総理大臣任命としてみたところ、何の相違がございまして、あすきき大豆にかえたほどの相違もありませぬ。こういうことをして天下の輿論にこたえまするぞ、この通り修正いたしましたなど言つて、何とか政治的生命の一日も長からんことをこいねがつておる陋劣なる心理が、この修正案でわかる。私は修正案にもちろん反対であります。

それからこのよう内外ともに悪評である法案を、一体いかに奮勇のおそろいである自由党、吉田内閣といえども、これをどう一体実現しよう、強行しようとなされるか、この点が一番重大な問題であります。そも／＼あらゆ

る法律、法案なるものは、みな政治経済に關係を持つておるけれども、このように彈圧法規、あなたの方の言葉でいえば、治安法規なるものは、政治に直結したものはありません。しからば破壊活動防止法案なるこの法案の政治的バックは一体何か、これが重要なこととであります。吉田政府は国民の意思を裏切つて、サンフランシスコ兩条約を大急ぎで成立せしめた。それに基づくとして、行政協定なるものを、これまた国民にはひた隠して、がさ／＼と成立せしめた。これらの三條約は一体何を意味するか。同僚が委員会及び本會議において、もうすでに十分に説明しておりますから、私はごく簡単に触れますけれども、結局はアメリカなる資本主義、發展をしてすでに帝國主義、そういう國柄、社会柄の國が、もはや自國だけの経営では、内部矛盾の上にやつて行けない。それはうそだとお考えならば、アメリカ國內の今日の経済指数をばらばらにすればすぐわかる。いよいよ行き詰まつておる。だからどうでもこうでも、アメリカのあの龐大な生産力にちようどカバーできるような世界を、自己の勢力範圍、箱庭にしなければ、あの龐大な生産物を売り出すことも、また反対に原材料を輸入することもできはしない。だから欧州においても東洋においても、何とかしてというのを一生懸命考へて、彼らのいわゆる世界政策として打出しておる。東洋においては、四億七千万の中國を一手に占めようとして大いに計画をしてみたが、遂に大失敗をして、完全にアメリカの箱庭の中から逃げてしまつた。そこで執拗にも、まだ日本の一角に残つて、日本を足場に、何

とか中國のあの豊富なる労働力と無限の原料資材とを、わがものにしたいという腹なんだ。南洋方面に対しては同じであります。これはまあ生理的必然と申しましうか、資本主義がそうなることについて、必ずしも私はそれがいいの悪いのと言つてはならない。必然の現象である。そこで幸いに日本を占領軍という名前で占領しておつた。いさ／＼早く日本だけでも固めておかなければ、朝鮮の事案が大失敗をした。日本の新聞は勝つたとも負けたとも書いていないけれども、われ／＼はみな知つておる。完全に負けたんだ。どうにもこうにもなりはしない。中國どころじやない。あの朝鮮の半島みたいなところさへも、彼らは何ともしきれなかつた。これはいけないと大急ぎで日本だけは固めておけというので、兩条約を結び、そしてまた彼らアメリカ帝國主義が、日本を基地として東洋を侵略しようとする計画、アジア侵略の計画、そのためにこそ日本の國土が必要である。そこで生産力が必要であるし、また勇敢無比なる民族といわれておる日本の壯丁が必要になる。だからこそ憲法を侵してでも、再軍備をやるような方向へ押し進めて来るし、また日本の産業をどん／＼と軍事的な再編成を行つておる。そういうふうなアメリカの政策の結果、日本の政治経済はどうなつておる。疲弊困憊の極に達しておるではありませんか。労働者が何も立ち上つて、破防法反対などという政治闘争を起さなくてもよさうなもの、あなたの方はお考えであらう。けれども立たざるを得ないところまで追い詰められておる。少數の重工業あるいは軍需關係のものだけは、幾らかそろばん

に合うことになつておるけれども、他の平和産業はまるつぶれです。紡績産業の四割短縮を始め、ゴムもだめ、鉄鋼工業までもはや恐慌現象が蔓延しつつある。失業者は洪水のように出て来る。ただ繁昌するのはパン／＼の商売とパチンコぐらゐのものである。まつたく日本の健全なる發展は約束されておらぬわけである。そこで國民大衆、中でも労働者階級は不安で／＼たまらない。だから兩条約をやめてくれ。ポツダム宣言で約束した通りに、日本を完全な獨立國にする権利があるじやないか。だから吉田内閣もやめてくれ。兩条約をやめ、行政協定をやめて、眞の獨立國日本にしようじやないかという運動を起す。それであつたら、アメリカ様並びにその番犬の性格の日本の政治家諸君は、何にも役に立たない。せつ／＼と國民を、労働者を戦争の肉弾に供しようとして計画して、徴兵制度をつくらう、こゝまで来ておるのに、それをやろうとしても、戦争は反対だ、徴兵は反対だということになるものなら、その目的達成ができません。彈圧が必要になつて参ります。中小業者が、こういうアメリカ一辺倒の政策では、われ／＼はどん／＼倒産するじやないか。やれぬじやないか。だから大陸筋とも、中共とも、ソ同盟とも、どん／＼と交易ができるような政治にしたいじやないかというところを主張しようものなら、それは國家の基本秩序、公安に害があるというよになりくつをつけて、これでふん縛るにきまつておる。そういうことになつて、だれもかれもが、結局眞に愛國心に満ちた、民族を獨立してほんとうの日本をつくらうという者に対しては、

容赦遠慮もなくこの彈圧法規が頭からかみつて来るのであります。またそれをやるのがこの法案の眞のねらいであります。だから裏から申しますならば、これは日本の立法ではない。日本人の利益を代表する立法ではない。政府委員の言葉は、一言目には國家の基本秩序が云々と言われる。國家の基本秩序を守るためには、これは些少の不便、不利益はあろうとも、やはりこういう法律が必要になるのじやないかというのを、しや／＼し定規に何べん／＼と答弁されておる。いうところの國家の基本秩序とは何ですか。これを實質的に解釈してくれ、實質的に説明してくれという要求に対しては、一言半句も答へはない。ただもうばかりの一言半句のように、國家の基本秩序を守らなければならぬと言われる。國家の基本秩序はアメリカの基本秩序であり、それによつてわす／＼ばかりのおこぼれにあずかる可能性のある、一部特權階級があるだけである。そんなような國家の基本秩序といつてだん／＼を振りまわし、日本民族や國家を売り渡してしまつて、そしてアメリカの東洋侵略政策に十から十まで加担をし、忠勤をぬきこんでやうというのが吉田政府であり、法務總裁の考えじやありませんか。そういうことをなさつても——私は時間がありませんからやめるが、そういうことをなさつても、これは長続きはいたしません。日本國內だけでなしに、全世界をごらんなさる者は、みづからの力によつても、どうでもこうでも獨立、解放しようというので、フイリピンでさえやつておる。台灣だつて今にやり始めます。ダ

エトナムも勝利に近づいておる。みな民族は自己の力によつて解放してある。(どこが解放されている。解放どころじやない。がんにがらめにされてるじやないか。と呼ぶ者あり)そんなことを言うならばおれは言う。それならば諸君は中國の經濟状態や政治状態の發展ぶりを見たまへ。中國がもしもがんにがらめになつて、日本帝國主義やあるいはその他の帝國主義が縛つておつた当時よりも、はるかに悪い状態に転落しておるなら、私は話を聞こう。そうじやない。彼らは初めて四億七千万人の自己の政權を打立てて、あの阿片戦争以來、ちゃん／＼、ちゃん／＼とやういじめ抜かれたあわれな民族が、今や一本立ちになつて、完全に民族を解放して、まつたく急速に生産は拡大し、政治も向上し、文化は發展をしておる。一つもその資料を諸君は知らぬと見える。愚かなことである。そういう自己の力によつて民族を解放して、眞の獨立國をつくらうといふのは、世界の人類の歴史の今やちやうど發展の過程にあるわけだ。だから自由党吉田反動政府がアメリカの御宣託を受けて、何とかアメリカの植民地みたいなものをここに形成しようとして、そのためにこそ破防法初め刑事特別法によつて、アメリカの悪口を言うようなことは、大体ひつ／＼あるいはアメリカ人の生命財産の安全に害があるとかなんだといつて、みなやられてしまふ。さればといつて、今度はわれ／＼は自分の生活を守らなければならぬというので、集團行動を起す。これは暴動でござい、これは騷擾行為でございなどというので、みなひ

つくづくしてしまふ。一切合財これを縛つてしまつて、国民全体を恐喝し脅迫して、一言の文句も言えないようにしておいて、唯々諸々たる状態に置いて、国民をアメリカの侵略戦争の肉弾に供して行こうというのがこれなんです。

そういうふうな法案に対して、われわれは絶対に賛成することはできません。またこの法案に対してだけではなしに、自由党提出の修正案に対しては、これは先ほど触れましたから省略しますが、改進黨提出の修正案、これは自由党の修正案よりも相当いい点が含まれております。おりますけれども、問題は、この案をいかによくいじつてみましても、以上私が説明いたしましたように、こういう法案を運用しようとする政治的主体、政治的バックなるものが問題であつて、これに變更がない限りは、文字の上で多少これを改正しようが修正しようが、意味ないことでありまして、われわれはそういうふうな単なる文字の遊戲的な修正案にも同調しかねる。すなわち修正案にもまた原案にも、一括してわれわれは反対をいたすものであります。(拍手)

○佐瀬委員長 猪俣三君。

○猪俣委員 改進黨の修正案は相當進歩的なものと見られるのであります。これは修正案というよりも撤回案じやないかと思はれるのであります。改進黨が筆頭さらに一步を進めて、われわれのような撤回並びに反対のお立場になつたならば、首尾一貫したのじやないかと考えられるのであります。私は、自由党の修正案並びに政府提出の原案を一括いたしまして、その反対の意見を申したいと思ひます。

先ほど自由党の修正案の賛成意見といたしまして、鍛冶委員が語る述べられたのであります。その中に、刑法でまかないきれないことがあつたから、かくのごとく治安が乱れたのであつて、本法を必要とするのだというふうな説明があつたと思はれます。これは政府並びに自由党の本案提出の根本理念といたしまして、私はまことにいみじきことを言つてくれたと思うのであります。一体治安の乱れるのを法律の不備に帰することであるか。この社会現象を経済的あるいは政治的に解剖いたしまして、それから治安の乱れる根源をつくつていくことが最も大切だと存じます。しかるに、治安立法さえ完備するならば、治安は立ちどころに治まるか。ごとき考え方は、実にこれはいゝゆる権力中心の思想でありまして、民主主義國家において採用すべからざる理念だと考えられるのであります。中国に古くから法匪という言葉がありまして、法匪と申しますのは、法令によりまして時の支配勢力を温存せんとし、そのためにあらゆる民衆に対して弾圧をして、これに對しては弾圧とせられます民衆の反抗的な言葉として、法匪という言葉があるものであります。さすがに文字の國であつて、いみじきことを言つたと思ふのであります。そこで今私は政府の説明並びに自由党諸君の説明を聞いておりますと、この言葉が自然に思ひ出されて、はなはだ失礼かも知れませんが、この言葉を思ひ出さざるを得なかつた。どうも法匪的態度じやないかと思はれるのであります。なぜならば、今日一般世論がこの法案をどういふ

うに見ておるか、これはよく御存じであらうと思ふ。労働組合を中心としたしまして、日本學術會議あるいは日本文藝懇話会、あるいはその他の文化団体二十有余が連合いたしまして、本法案に猛烈なる反対を表明いたしておられます。なお院内におけるその輿論の勢をいたしましては、先般十八人の公述人によつてその意見が述べられた。みな各階層を代表いたします人格識見のすぐれた人々であります。この人たちが一体どういふ意見を言つたかという、原案に賛成したと思はれる人は、ただ一人しかいない。しかもその人は、本法案を作成するにつきては、特審局に非常な協力をなされた方だそうであります。その一人一人が賛成した。あと修正案で賛成された方が四人、反対及び撤回論が十五名、ほとんど大多数は本法に反対と申さなければならぬのであります。一体さうな輿論が起つてゐる際に、なお本法を押し通そうとする際には、どうも法匪という言葉が思ひ出されて来るのであります。

なぜかように輿論が本法に反対するかと申しますならば、何も騒擾したり放火したり殺人したりすることを歓迎する人は一人もありません。反対の根本的理由は、長い間の日本の伝統として参りました官尊民卑の思想及び行政機関——日本ではある種の行政機関を官僚というが、この官僚に對する一般大衆の不信から来るのであります。それはいなむことができない。信用しない方が間違つておると言うことはできない。治安維持法下二十年の実績がいかなる結果を示したか。これは申すまでもないことであります。かようにして一旦法律ができませんと、できた法律は、政府委員の説明のいかにかかわらず、生きものとして活動し、その第一線に活躍せられる官僚どもは、いゝゆる人民の權利というやうなことに對しては、あまり考えを深くせず、そしてまたその政權が反動政權であるといひますならば、政府に忠勤をぬきんずるがごとき思想から、果敢なる法律の実施をやる。かようなことから、憲法が保障いたしておられます各種の自由、人權というものは抑圧せられて、その極点が太平洋戦争となつたのであります。しかるにこの官僚がどの程度思想がかつたかと思はれます。ちつともかわつておらない。先般早稲田大学で行なはれた警察アツシヨの事情をつぶさに御点検くださいますならば、警察官なんというものは、終戦以前よりもまた勇猛果敢になつてしまつた。無抵抗な人民の頭を打ちのけ、しかもそれは夜間の学生であります。昼間勤めておるながら、夜学ぶという篤学の士たち、その逃げるやつに追いついて、これを乱打し昏倒せしめたという、まことにこれこそ暴力的破壊活動をしたのであります。かような諸君の予期するような警官といふものは、まだ多分に温存せられ、これが今盛んに活発に動いて来ておる。こういう実情を見まして、私もこの法案に對して非常な危惧の念を感ずるのであります。

先ほど鍛冶君は學者を冷笑いたしました。東大の學者は刑法も知らぬ、現実は知らぬと言つた。その教授の名前は大体わかりませんが、これはおそろしく謙遜された言葉だと思ふのであります。しかし刑法やその他一般の法律については、鍛冶委員よりはその教授の方が權威者だと私は思ひます。それを真に受けて、刑法を知らぬで、これに反対するのはけしからぬとおつしやることは、常軌を逸してはせぬかと思つた。ただこの中で、現実を知らぬと言つた。これは現在再軍備論におきましても、平和論を唱える者を現実を知らぬというふうな説明をする。これは合理的な、科学的な論理に對して對抗できない一つの逃げ場所であります。學者が正々堂々と論理を展開するに對して、これと太刀打ちできないので、なあにあれば現実を知らぬのだ、そういう思想から真空説が出て、これが再軍備論の根據になる。(向うが言つたんだから、しょうがないじやないか。)と呼ぶ者あり)向うが言つたつて、それを引用して攻撃するのは非常識だ。そうしてまた治安の現実を知らぬのだという。その現実とは何か。現実に對する分析を考へていただきたい。なるほど諸君の言うやうな現実は、政府あるいは自由党だけしか知らぬ現実でありましよう。そういうことが一体現実であるか。現実とは何ぞや、これは政府がつくる現実であります。自由党が頭の中にかもし出す現実であります。今にも暴力革命で、ここに暴力的政權が樹立せられるがごとき宣傳をやつておる。そうして平安な人たちの心を乱し、またこういう治安立法をどん／＼つくり出す。今にも中共が日本に侵攻して来るがごとき宣傳をして、真空説を唱え、そうして再軍備をやるうとしておる。ここに私は陰謀があると考へる。かような現実なるものは、もつと冷静に分析してかからぬと、現実を知らぬと東大の學者が言うたのは当然だ。私も諸君の言うやうな現実は知り

ません。いずれにいたしましても、そういう論理によりまして、本法案は提案せられております。

そこで具体的に、二点申し上げますならば、本法案の根本的欠陥は、第一に行政処分と刑罰の補整を混合してつくつてある。これは非常に重大な点だと私は思うのであります。それがために法案そのものとしては、技術的には実によく練つてつくつてある。水も漏らさずつくつてある。まさに法匠の資格十分なりと申さなければなりません。しかしながら突に危険きわまるのであります。なぜならば、行政処分の言葉として最初に取上げたものを、第六章の罰則以下にそれをそのまま刑罰の構成要件の中に入れてしまつておる。これは法務府特別審査局の説明書にちゃんと書いてある。三条の破壊活動の説明、これは行政上の観念であつて、刑事上の観念でないのだ。すなわち破壊的団体の規制という行政処分の原因となる事実を言つてゐるのだと言つて、破壊活動なるものの定義をくだされて、それをそのまま今度は罰則の方面に使つて、刑罰を課しておる。こういう故意をやつたか、過失だつたか知りませんが、私は故意だと思ふ。こういうごまかしをやつておる。ここに非常に重大な点があるのであります。私も、刑罰の規定をどうして補整しなければならぬならば、刑法の改正としてすべきものだと思う。団体の行政処分をどうしてもしなければならぬならば、これは行政処分を中心とした法律をつくり、ここに刑罰と行政作用との混淆を避けなければならぬのであります。これはいろいろ意味におきまして重大なことなんです。何

がゆえにかようなことをしたのかと、いろいろ憶測をたくましくういたしますならば、どうも刑法の内乱罪あるいは騒擾罪等に予備、陰謀あるいは教唆、扇動、そういうものをくつつけて、しかも政治上の主義、施策を推進しこれを支持する、こういう言葉をくつつけて刑罰を重くするならば、非常に目立つのであります。これは刑法の条文を考え、そのわきにこういう破防法に盛り込まれるような箇条を置いて考えるならばすぐわかる。政治上の主義、施策を推進するという言葉があると、二年のものが五年にはね上るといふ規定は、これを刑法の中に入れてと非常に目立つ。そこでこういうところに補整という形で出されたのではないかと私は思ふのであります。かようにいたしまして、行政処分と刑罰の補整とが混淆してある。しかも行政処分としては団体の行動を規制する、なおこれを解散するということを規定してあります。したがらば真に解散するのであるかといふと、そうでもない。たとえば日本共産党を解散するといつても、日本共産党という団体を解散するのじやない。その構成員を処罰するが規制するだけである。するとその構成員ならざる者が日本共産党という名前を使つて、機関紙を出すなり宣伝活動をやつて、これを取締することはできないのだという説明でありました。行政処分といつても、はなはだ未完成である。こういうことから考えると、どうも行政処分にあらずして、刑罰を中心としたのだが、それでよくあいが悪いので、行政処分といふものを出したのではないかと思はれる。どうもそこに観念の混淆がある。実に不完全な

法律である。しかし諸君から見れば、実に緻密に、大衆をごまかすには完璧のようにおつくり上げになつたと思ひますが、見る者から見ると、実にこれは不完全である。さうな欠点があると思ふのであります。そこで刑罰の補整と称しますが、刑法によつても取締れるのじやないか。現に五月一日のメーデーも、騒擾罪として諸君は処罰しておる。しかるになぜこういう補整をしたか。そこがいわゆる文化団体、言論人が一齊に反対する中心点であります。予備とか陰謀とか、予備陰謀といふものは非常に浮動性のあるもので、刑罰の対象としてはごくまれにこれを規定するものであることは、刑法のページを調べた者にはよくわかることである。この予備、陰謀及び教唆、扇動、扇動といふようなことは刑法にない。教唆のごときもこれは独立罪としておらぬ。これは日本の刑法がやはり自由主義的人権保護の立場から、刑罰の法定主義をとり、そして公共の福祉と個人の自由、人権の保護とを調和させたためであります。そこで予備、陰謀といふものに對しましては、ある程度の必要欠くべからざるうときだけ規定し、また未遂もしかり。そうして教唆といふものも独立罪としないうで、いわゆる危険刑法という立場に立ちまして、これによつて刑法ができておることは申すまでもない。その主義を打破いたしまして、いわゆるナチスの拡張共同正犯論、意思刑法に置きかえたのがこの破防法であります。これによりまして教唆、扇動までもみな独立罪としておる。もし教唆、扇動が独立罪でありますならば、その教唆、扇動または教唆の補助といふこと

が刑法の総則から出て来まして、いもづる式に多数の人間をひつぱることができ、かような規定を置いた。元来ナチスのファッショ思想、このファッショ思想といふものが、刑罰におきましては、意思刑法の理論と共同拡張正犯論という論議に立つて、ナチスの政権を温存し強化した。そうしていわゆる指導者原理、一人の人間の指導によつて大衆は動くといふ原理をとつて、権力中心主義、権力さえ確立するならば治安は治まるという思想、こういう権力第一主義及び意思刑法主義、拡張正犯論、指導者原理、これはファッショ思想の中核であります。この破防法においては、かようなファッショの思想をことごとく実現せしめておる。さきに言つたように、これは刑法さえ完備するならば、こういう法案さえ完備するならば、治安はおのづから治まるという見解、それから一人の人間があると、そういう扇動、教唆によつて大衆は動くという見解、土地がひからびておるに際しては、雨が降らましても洪水はなかく出ません。しかしさみだれのようにしとくと大地に雨がしみ込んでおるに際して、大雨が来りますならば、一ぺんに溢水するものが自然現象であります。そのように、ここに一人の指導者がかりにあつたといつたとしても、その扇動により、騒擾が起るといふようなことは、その扇動それ自身の結果ではありません。そういう騒擾が起るような社会不安が存在する、社会実情が存在する、経済上の環境が存在するから起るのであります。その点が重大であります。いわゆる権力思想、指導者原理の諸君は、そういうことを考えない。権力によつ

て弾圧するならば治安は全し、こういう考えを多分に持つのであります。さうな考えから、すべてナチスの拡張共同正犯論という刑法理論を応用いたしまして、そうして日本の刑法がこの人心の自由と権利、いわゆる共同の福祉と調和いたしましたる原理を破壊してしまつて、こういう乱暴な法案を提出されたと思ひます。これがわれわれの反対する点であります。

第四点といつたしましては、行政機関にこの審判をさせるということ、この点につきましては、私は改進黨の諸君の考え方を是なりとするものであります。しかもこれは憲法の第十三条、第二十一条、第二十三条、二十八条等の、憲法の大原則に非常に抵触するところの内容を持つておる法案であります。みならず、本法の第四条及び第六条を見ますと、現在行われた行為に對する規制にあらずして、将来行われるであろうという推測のもとに、ある団体の規制を行はれるといふことで、刑法の行為主義の理念を完全に違反した規定がある。かような憲法に違反した規定を、しかも将来の危険を予測して規制を行うといふような、大胆なる行動を行政機関にさせるということ、根本的に間違ひだと考へるのであります。なおまたいわゆる連帯責任論をこれには問われておると思ふ。ある団体の行動に對しまして、団体の行動だといふことになりますると、それに賛成しなかつた者までも、その構成員たるがゆえにみな規制を受けるという、これは一種の連帯主義であります。最も復古的な思想であるかような連帯主義をとつておる。かような危険なる主義の上に立ちましての規制であるとしま

すれば、まずもって慎重にしなければならぬから、現在最も不信用を買つておられます行政機関にこれをまかせるということは、私どもは賛成がいたしかねるのであります。

それから最後に私どもが反対することとは、これは私が前にも申ししたことであり、これは私ども、こういう法律案によりまして侵害せられましたる無辜の民を救済するところの規定が何にもない。諸君は、本法は集団行動を主としたものである、刑法にはいわゆる団体を規制するところの規定がないから、本法を出したのだと申すのであります。したがらば一体職権濫用罪でも、これはやはり個別的の責任を追求する法律であります。早稲田事件で見ると、一つの系統ある指揮によりまして集団暴行をやつたような場合とやないのだ。刑法のあの個別主義に立脚いたしました職権濫用を適用いたしますならば、非常に困難な場合が出て来ると思う。一体あゝ警官という一つの組織体の、しかも警察官等職務執行法第七条を逸脱いたしましたる、あゝいふような暴行に對しましては、集団暴行としてこれを刑法の規定以外に、つり合ひをとる意味におきまして、本法に規定しなければならなかつた。ところが本法においては、何々してはならぬ、何々してはならぬと規定しておりまして、ことごとくこれは訓示規定である。あとのことは刑法でやる。単に懲戒法である。これは個別的の責任から成り立つておるものであります。そこで政府の説明は人民に対する立場と官憲に対する立場とにおいて、はなはだ説明が違つて来ておる。均衡を失しておる。かような点におき

まして完全ならざる、不完全な法案と考えられるのであります。

以上申しましたような諸点から、私どもは自由党の修正案並びに政府原案に對しまして、いづれも反対の意を表するものであります。

○佐藤委員長 世耕弘一君

○世耕委員 私の同志の中には本案に對して反対の意見を持つ者もありませんが、私はこの機会に、自由党の修正された案に對して賛成の意見を申し述べたいと思つておられます。まずその理由を申し上げたいと思つておられます。

本案は立法の面から見ましてなお十分な点が多々あると思つておられます。したがらば今日の社会現象からなごめまして、一応この案を通過せしむることが妥当なりという結論を得たわけであり、先般私は本委員会においても申し上げたがごとく、現在の日本の状況は、ちやうど革命の前夜の様相を呈しておる、かように私は指摘しておきました。皇居前の事件あるいは東大、最近早大事件、また今日の新聞では広島地方の公判廷におけるところの被疑者の奪取事件等は、これを単なる一時的現象とわれ／＼は判断できないものと、かように考えるからであり、す。しかしながら一面において、われわれはかくのごとき問題を、単なる感情的あるいは安撫な涙や興奮をもつて処理しては相ならぬ、あくまでも冷静な立場において、祖国の前途の安全なる道を確保することに努力しなければならぬと、私は特に注意を喚起したいと思つておられます。早大の事件について他の委員からも論議されておりました

したが、私は多年大学に關係を持つ者の一人であり、ストライキあるいは学校騒動には、数十回の実は経験を持つておるものであります。早大事件が単なる警察と学生との衝突事件であると、そう簡単に結論づけられない深い根があるものと、私は指摘したいと思つておられます。

次に申し上げたいのは、この破防法の本来の精神は、結局破壊活動の防止である。防止といふことはすなわち未然に事を食いとめるといふことが、主眼であらうと私はかように思う。しかば未然に防止するのには、少くともその活動を開始する前の予備、陰謀等の原因、動機あるいは行動等に関し、根本的な調査が必要であらうといふことが考えられるのであります。この意味において現場の調査員、調査に當る人物の選考、本法律を円滑に運用する上において重大なるわれ目である、私は指摘しておきたいと思つておられます。言葉をかえて申しますれば、調査員の人格識見が大切である。はたしてこの人格識見のある人物を調査員に入れられるかどうか、集められるかどうかといふことに一抹の不安があるものであります。もしこの人格識見のない者をかりにこの調査員に選んだとするならば、とかくの非難がある、いわゆる昔の特高に墮落する、かういふ結果になりますから、特にこの点を私は強調しておきたいと思つておられます。

が達成できないではないか。かえつてずさんな結果がここに大きな人権蹂躪等の問題を発生せしめはしないか。これはよほど法務總裁のごときは力をこめて置かれて、財務当局との折衝の万全を期せられたいといふことを、私は要求してやまないものであります。

次に申し上げたいのは、民主主義であります。民主主義は往々にしてはき違えられておる。今この機会にこまかい民主主義理論を私は述べる必要はないと思つておられます。少くとも民主主義は、わが民族の基礎の上にまず育成して行かなくちやならぬと思つておられます。意味において、本法を適用する上においても留意が肝要だと私は思つておられます。祖国愛を忘れ、祖国に対する忠誠を外に売り渡すようなやからが、かりに同胞の中にあつたとするならば、これは敵に取締る必要があると思つておられます。本法の大半の目的がここにあるであらうといふことも想像できるのであります。私はこの意味におきまして、特にこの点も施行の上において留意されたいといふことを、お願いする次第であります。

次に破壊防止の第二段といたしまして、国民の時局的認識を高めて行かなければならぬ。従来政府は国民に對して、國際情勢あるいは時局的認識に對して消極的であつた。かようなことは決して破壊防止の手段として適当じやない。この意味におきまして、できるだけあらゆる機会に国民に、あるいは世界の事情、國際情勢等を文書、図書あるいは電波、講演その他の指導をもつて、あらゆる機会をとらえて健全なる國民思想の発達を、これは重要な項目の一つとしてあげなければならぬと

私は思つておられます。いかなるりつばな法律といえども、あるいは施策といえども、善良なる國民の協力なくしては私は効果はあげられないものと、かように考えるがために、特にこの点を強調するものであります。

次に申し上げたいのは、調査の範圍が目的主義ではないか。ある一つの目標をとらえて、その範圍で活動するといふことは、往々にして誤解を生ずる。私は調査は広汎にわたるべしといふことを主張したい。あらゆる面において総合的な調査を行つた場合に、初めて公平な結論が得られるのであります。一例を申し上げますれば、東大事件にしても、あるいは早大事件にいたしましても、部分的なものを取上げてみましても、警察の行き過ぎがすぐわかる。しかしながら、さらにもう一段根本的に掘り下げてみると、そこに何ものかがあるといふことがすぐわかつて来るのであります。最近早大事件の社会運動がきわめて巧妙で、そうして合理的に、しかも微細にわたつて策謀が行われておるのであります。そのわなにかかつて調査を進めるようなことがあつたら、思わざる結果を来すことを、私は注意を喚起したいと思つておられます。この意味におきまして、総合的な調査を進めねばならぬ。この例を申し上げますれば、たとへば官権の濫用、綱紀の紊亂、國民の不滿の爆発する根拠がいずれにあるか。あるいは一例を申しますれば、火災びんを善良なる市民の手によつて投げ込まれたと燃発するに至つたのか。最近また完全なる能力の発達しない若い無邪氣な学徒、労働者の先頭に立つて、あらゆる過激

な行動をしておることは、現在も目撃しておる通りであります。その若い血に燃える学徒が、なぜさようなもの、先頭なり手先になつて働か。ことをついて行かなければ、根本的破壊の基礎は防止されぬのではなからうか。この調査が一番主眼でなくてはならないのではないか、かように申し上げたいのであります。

さらに進んで申し上げたいのは、政治的貧困であります。政治家が一旦こうと天下に声明したことを、弊履のごとく捨てて責任を一向に負わない。かのごときことは国民の信頼を失う。こういうことがたまたまたつて、かえつて暴動化するということは、これは洋の東西を問わないことであります。でありますから調査機関が拡大されて、厳正公平な調査をする上においては、この面にも触れて来ないとほんとうの思想的な分析ができないというところを、私はここに指摘しておきたいと思ふのであります。

前段におきまして、私は現在の日本は、いわゆる革命の前夜のごとき観があるということを申し上げたが、その実例を申し上げますれば、ほとんど今日われわれの知るところでは、裁判所も検察庁も各官庁も大学も地方庁に至つても、新聞社もラジオ、放送局も、あらゆる機関に、私は、過激思想といつては過当じやないかもしれぬけれども、何か不満と、その爆発する機会に對して好感を持つておる人々が多数網羅されておるということを、私はきわめて深い言葉で言ひ表わすことができると思ふ。最近においては、一番平和であるべき宮内庁にすらその人が出て来たということは、すでに御承知

の通りだと思ひます。かようなことを考へてみますと、私が前段において、日本の国内は、すでに革命の前夜であるといふことを指摘したことは、別に過大な言ではないといふことが証明していただけるだらう、かように思ふのであります。革命はいつも多数の人によつて実行されておられます。これはフランス、昔のロシア、あるいはドイツ、イタリア、アメリカ等の実例、東西の革命の歴史をひもといてみましても、少数者の原動力によつて行われておるといふことは、りつぱに史実によつてこれが証明されておられます。私はかようなことを考へまして、まことに日本の現状は憂慮にたえません。この意味において、私は本案に對して、はなはだ不十分ではあるけれども、何かの對策の一助にしようという意味で、賛成の意を表する決意ができたのであります。

なお最後に申し上げておきたいことは、本法案と予備隊との關係であります。この關係性もいづれ他の法案と運用する上においてよく考へると思ひますが、かりに日本に非常事態が発生したと仮定したしてみれば、総理大臣は立ちどころにどうかへ拉致されることのできるようなかつこうになつてゐる。これはなぜかと申し上げますと、非常事態の宣言は、公安委員長から総理大臣に申請して、公安委員長が非常事態の宣言と同時に予備隊を繰出す、こういう形をとつておるのと考へられる。もし頭のいい革命家があるとするならば、その手続の間隙を縫つて総理大臣を拉致するくらいなことは朝飯前にできる。ここに大きな欠陥がある。幸いにして総理大臣が今

日安泰であることは、国家のためにまことに幸福と云える。こういう点に非常事態に処する對策が欠けておるといふことを申し上げると同時に、非常事態に對する国民の権利義務に對する立法がまだありません。この点も大きな欠陥であるといふことを、私はこの機会に指摘したいのであります。でありますから恐れ多いことではありますけれども、日本の天皇を暴動によつてどうかへ拉致することもできる。監禁しておくこともできる。ちやうど巧妙な手段を行えば、私は下山總裁のような結果を生み出しはしないかといふことを憂へる。この辺に對しても十分な考慮が払われておらないと、私は指摘したいのであります。もちろん総理大臣をつかまえて、こつそりどこかへ持つて行くくらいのこととは何でもありません。総理大臣は押しかけて来た時分には、総理大臣はいなくなつたといふことになる。非常事態宣言はどうかのところから無理やりにはしなかつたかぬといふようなことは、警察のつるし上げがはやるあの手を逆用すれば何でもありません。こういうことも憂慮の一つであります。私はこの意味において、特にこの活用を徹活にするように努力してほしいといふことを申し上げたいのであります。

次にもう二点で結論をいたします。が、近ごろの世論は、警察に對する国民的感情が非常に悪くなつて來てゐる。これは国民の感情が悪くなつて來たその反面に、警察官の素質の低下も一応はわれわれは確認しているものであります。それ以上は反感が高まつてゐることをわれわれは考えなくちやならぬ。そこに原因が

ある。ところで通俗的に申しますならば、警察をこわがるものは、どろぼうだけだとわれわれは思つてゐる。そのどろぼうとやみ屋が警察を一番こわがつておると思つておつたところが、近ごろは大学で警察を非常にこわがつてゐる。これはおもしろい現象であります。私が申し上げたいことは、大学へ警察が入つてなぜ悪いのかという結論は私は持つておるのであります。どこの学校でも、夜間の大学を持つてゐる大学では、必ず夜学の学生に多数の警察官が勉強に來てゐると私は思ふ。これらから考へますと、警察に勤めてゐる者が夜間学生に來ていけないといふことになれば、教育基本法にもとり、大学法に違反するといふことになる。機会あるたびにあらゆる階級の者を教育するといふことが、教育基本法の根本精神にやないか。もし万一それが右派で過激な思想を持つておるとするならば、そういう者はできるだけつかまえて、学校が懲々と教育するところに大学の使命があり教育者の使命がある。こわがつてどうしてその目的が達成できるかといふことを私は言ひたい。そこに大きな世間の誤解があるのではないかと。私は教育者の一人として、そういうことに對して納得の行かないところがあるのではありません。ことに學問に秘密はないと私は思ふ。學問は世界的であり、社会的であり、自分の研究してゐることをば、かりに調査員が來て調査せられたからといつて憤慨するところがあるか。むしろ自分の研究してゐることが、調査員によつて調査に來る機会を与えられたことをいいこととして、自分の理論を普及し、場合に

よれば調査員をして自分のその思想に化せしむるところの熱意と努力が、教育者にあつてしかるべきである。もちろん大学の教授は當然のことである。これを何だか見るとこわがるというところに、ややこしい思想が伏在しておると私は指摘しておきたいのであります。要するに近來の大学教育には、教育自身をはき違へておる者があつて、私は過般文部大臣にも申しましたが、學者必ずしも教育者じやない。教育者は少くとも人格識見を持つてゐる前提条件としなかつたやらない。いかわしい人格と扇動性を持つた教育者を、その首脳部に立てることは、往々にして大学の本来の自治を破壊する結果を生み出すことを、私は憂へる者の一人であります。この意味において、私は大学の使命といふもの、大学の自治といふものをき違へないやうに、いたづらに大学の自治といふことにおびえて、調査すべき権限をかえつて躊躇するやうなことがないやうに、私は特に力説しておきたいと思ふのであります。

最後に、本案はにわか立法である。しかしながら現段階においては、一応承認しなくてはならない。しかし実施にあつては、その結果をまつて、さらに改正をする機会をすみやかに持つことを要する。またできれば本法案が實際的に活用されることなくして、日本の国内の治安がらつぱに維持される機会のあることの早からんことを望む。特にこの際申し上げたいことは、善良なる組合活動あるいは団体活動を誤解することなくして、育成助長に努めて、本法律の嚴肅な氣持においてすみやかに実施せらるることを希望し

て、本案の賛成討論といたしたいと思
うのであります。

○佐瀬委員長 佐竹晴記君。

○佐竹(晴)委員 私は社会民主党を代
表いたしまして討論いたします。私
は、地下共を主軸といたします破壊
活動に對しては、適當なる対策を講じ
なければならぬと考えますが、しかし
本法律案は、それに対処するに効果的
な法案とは見られないのみか、一般的
に基本的人権を侵害するおそれが大
でありますので、原案にも修正案にも賛
成いたしたいのであります。以下そ
の主要なる理由を明らかにいたして
おきたいと考えます。

まず第一に、本法案を提出するにつ
いては、政府はその一つとして、明白
にして危険なる事態が現に存在する
か、二つには、現行法規をもつていた
しましては、それを取締ることが絶
對に不可能であることを立証する責任
があると考えます。

しかるに本委員会においては、その一
の、明確にして危険なる事態が現存す
るかどうかという点については、政府
は幾多の資料を提出いたしまして、暴
力的破壊活動の態様、事件数、破壊行
為の手段、用具、攻撃目標、闘争の
状況等を説明せられたのであります
が、その内容はすべて抽象的であつ
て、われ／＼をして納得せしむるに足
る具体的なものではなかつたのであり
ます。次いで政治的、組織的軍事行
動、武装蜂起等、暴力革命の企圖を明
らかにいたしました不穩文書が存在す
る事實をあげられたのであります。こ
れがいかなる団体のいかなる組織活
動に關するものであるかということに
ついては、いささかも明白にされな
かつたのであります。さらにまた、暴力

的活動の個々の事例をおあげになりま
したが、これまたいかなる団体の行動
であるかについて明白にいたしませ
ず、かつ継続的に反復して、将来さら
に団体的活動として、暴力的破壊活動
を行う明らかなおそれのあることを認
むべき根拠については、遺憾ながら明
確にされたと認めることができません
。その他政府委員は、この危険の事
態の現存について極力弁解にお努め
になりました。しかしその説明によれ
ば、何々と伝えられるとか、何々が結
成されたと思われるとか、何々が疑
断をされまして、かつ、こうした暴力
的破壊活動は共産党の活動と見ると
の間に對しまして、極力調査研究中
であるが、まだ結論に達していない旨
をお答えになりました。すなわち、本
法案の目標たる暴力的破壊活動とい
うものは、一体いかなるものであるか
という点についてさへも、これを明白に
されなかつたのであります。

次いで二の、現行法及び現在の機構
で、これを取締ることが不可能であ
ると思われぬという点であります。
すなわち、現に本法案において最も問
題となつております内乱や騒擾の扇
動について、ごらんいただきましても、
今回起されたメーデーの騒擾事
件において、宮城前広場に集まれ、と
こういう扇動が行われたことが伝えら
れております。しこうしてその扇動を
明文化しておかなければ、検挙に困難
であるかのごとき態度を、政府は示さ
れておるのであります。しかしいか
がでありましよう。神宮外苑において、
宮城前広場に集まれ、といつて扇動
いたしました者を、ことごとく現在の法

規によつて検挙されておるではありません
せんか。ことさらに本法案の扇動罪の
ごときものを規定いたしませずとも、
明確にこれを取締ることができると
を身をもつて実践されておる。しこう
して、おそれるそれは扇動者としてお
取締りになつておるのじやないでし
やう。むしろそれが正犯と首謀者とし
て、検挙されておるに相違ないとい
ふ。後日これが扇動罪であつたとい
つて、本法案が成立しておらなかつた
ら不便であつたとは、おそれるおつ
やらないことを、私はここに明言を
いたしておきます。あるいは、本法律
案は団体行動に對する行政規制が重点
であつて、現行法制ではその目的を達
することができないからであるとおつ
しやるかも知れません。しかりとい
しますならば、行政的規制のみを切
り離しまして、しこうしてその取締
うとする目標を具体的に明示いたし
まして、より効果的にして、しかも濫
用のおそれのない案の立て方があると
私は考えるのみならず、本法案では、
刑罰規定というものにまた重点を置
かれて立案されたものであるといふこ
とも、争うことのできない事實であ
ります。政府といたしましては、これ
を除外いたしまして提案する考えのな
かつたことも、おのずから明白であ
りますので、かような法律案を根本より
建て直してせられませぬ限り、私ども
意見との間には大幅な食い違いが
まして、とうてい賛同することができ
ないのであります。

第二に、本案は、一部少数の団体の
暴力主義的破壊活動を取締らうとする
ために、一般的言論の自由や正常な
組合活動を抑圧する結果となるお

それが多分にありますので、賛成いた
したいのであります。政府は、本
法案の第三条において、暴力主義的破
壊活動の定義を明らかにし、かつその
内容を限定いたしておるから、何の危
惧もないと弁解され努めておられま
す。しかし、本委員会における各委員
と政府との間にかわされた具体的諸問
題についてお考えをいただきまして
も、いわゆる暴力主義的破壊活動と正
常なる言論活動、適法なる組合運動と
の間において、しかく簡単に区別ので
きるものでないデリケートな問題が、
日常たくさんに起つて来るということ
を、当委員会において実証されてお
るのであります。政府とせられま
しても、この事實を否定することは
できないと私は考えます。本法案第二
条においては「思想、信教、集会、結
社、表現及び学問の自由並びに労働者
の団結し、及び団体行動をする権利そ
の他日本國憲法の保障する國民の自由
と權利を、不当に制限するようなこ
とがあつてはならない。」「この法律に
よる規制及び規制のための調査につ
いては、いやくもこれを濫用し、労働
組合その他の団体の正当な活動を制限
し、又はこれに介入するようなことが
あつてはならない。」とございます。
人権を尊重しなければならぬとい
ことを明記いたしておられますが、し
かしこの文句の反面には、正当な制限
からできるということの意味しておられ
ます。それなら、正当なる制限とは一
体何かと申されますならば、政府委員
は答弁して申される。結局、憲法十
三条に規定する公共の福祉に反する場
合は、個人の自由や幸福追求の權利を
制限することができる、という趣旨に

帰着すると申しておられるのでありま
す。ところが公共の福祉といふのは、
一体それなら何でありましようか。時
と所と立場を異にいたしまして、これ
はいかようにも解釈される問題であ
ります。この点は委員会でも申し上げ
たのであります。当時、大臣もお見え
になつておらなかつたし、他の委員
の方々もお見えになつていられたつた
方が多かつたのであります。私がさ
らにこれを強調しておきたいのは、独
占資本主義時代における反動独善政府
下の政治では、一般労働大衆の自由と
幸福を犠牲にいたしまして、金融資本
や独占資本擁護の立法や、その他の国
政が強硬に遂行されるのは当然のこと
であります。これが公共の福祉でござ
いまいしやう。こういう政治下におい
ては、大衆は住むに家なく、せめてひざ
を曲げるに足るところのすみかをほし
いと思つても、容易にその幸福を与え
られません。ところが他面、鉄筋コン
クリートの大ビルディングは至るところ
にそびえ立つております。政府や物
持から見れば、それが公共の福祉であ
りましよう。一般大衆が住むに家なく
路頭に迷つておることが、それを犠牲
にすることにやうして大ビルディングが
ど／＼建つことが、それらの階級か
ら見れば、それが公共の福祉でありま
しやう。かつて池田大蔵大臣は、白
御飯は金持が食うのだ、貧乏人が麦飯
を食つてゐるのはあたりまえだとおつ
しやる。しこうして時の政治勢力は、
米の統制撤廃を断行いたしまして、金
持は白い御飯食ひほうだいといふやう
にしやうとなさいます。しかし、こ
れは反對にあつて立枯れになつた。こ
れは大蔵大臣や金持階級の側からごら

んになれば社会福祉かも知れませんが、勤労大衆の世界ではないへんな不幸であります。今、英国で労働党が政局を担当しておりましたときのことを顧みますと、目の悪い者にはめがね、歯の悪い者には入歯、これを全額国庫負担でやるべきものであるというぐあいに、国民大衆の生活安定のための社会保障制度を中心としたします。これはそれが公共の福祉に相違ないであります。かように公共の福祉とおつしやいまして、時と所と立場を異にするによつて、必ずしも一定いたしておるものではございません。だからその解釈はかんによりましては、われわれの正当なりと信する公共の福祉、幸福追求の権利も、みな、他面、われわれと反する立場におります人々の、公共の福祉に反するといふ事由によつて蹂躪されない、それが保証いたしまして。今日、日本の独占資本主義のもと、反動政治によつて、ひとりよがりの公共福祉の観念に基いて、憲法の保障する基本的人権が規制せられるといふことになれば、一般国民大衆は、何によつて個人の自由と幸福の権利を確保することができましようか。かような次第でありますから、この法案の解釈、運営、いかにやりましては、一部少数の団体の暴力主義的破壊活動を取締ろうとするこの法律案が、一般的言論の自由や、正常なる組合活動を規制する結果となるおそれがありますことは、きわめて当然であります。われわれは容易にこれに賛成いたしたいのであります。

次いで第三に、治安維持法の弾圧立法への足がかりとなりはせぬかと言うのであります。この法案自体がただちに治安維持法的存在であると言ふのはありません。治安維持法の弾圧立法への、また逆もどりの足場になりはしないかと言ふのであります。政府は、断じてその憂いはないとおつしやいまして。ことに今回の法案では、民主的に運営する方法を講じているから、そのような憂いはないと御説明になりました。しかしまず第一に、歴史的の教訓はいかがであります。周知の通り、治安維持法の前身は大正十四年に制定されました。国体の変革または私有財産制度の否認を目的とした共産主義結社組織を禁止する法律でありました。これでは、共産主義や無政府主義団体の結成を禁止する点に、重点が置かれておつたのであります。そうして刑罰も、最高が十年の懲役または禁錮となつておりました。ところがその後、昭和三年及び十六年と二回にわたつて改正されまして、刑罰の対象たる行為も極端に拡大されまして、今回の法案で心配されておりましたところの扇動、さらにまた宣伝までも罰するの規定を設け、刑罰も新たに死刑と無期懲役が加えられたのであります。そうして治安維持法違反事件の控訴審は二審制度となり、弁護人も制限され、予防拘禁制度も設けられたのであります。次いで、今次破壊法案の立案状態を考えてみますと、この治安維持法への復活が意圖された跡が歴然たるものがあります。一般の反対にあつて書き直すことと実に二十有数回、名称も国家公安保障法、次いで団体等規正法、次いで特別保安法、次いで今回の破壊活動防止法と、四回にわたつてかわつて参つております。今その内容を見る

に、当初の構想では、憲法の保障する言論、集会、結社、居住の自由等、基本的な人権を不当に侵害し、三権分立における行政権の優位と裁判における探証制限をするばかりでなく、罪刑法定主義を破壊し、封建的連座制にまで及ぶ、きわめて峻厳なものであつたこととは否定することができません。しかしてその構想を練つた同じ政府によつて提出され、しかも同じ政党内によつて擁護されて、ここに成立を見ようといひております。破壊法はその第一段階であります。情勢いかんでは、改悪の第二段階に進まないでそれが保障いたしまして。すでに政府内部におきまして、ある有力な方は、このような法律はいかなる譲歩をし、ても成立せしめなければならぬと言つていまして。一旦橋頭堡をぶつ立てることができたならば、その次の改正は楽だと言われておる。まことにさもあるべきことでありましよう。堂々とこれが報道機関によつて報道される。活字となつて世間にそれが伝わつておる。過般のメーデー事件までは与党も「せん動」という文字は削つてもよいと伝えられておつたが、しかるに一たびああいう事件が起りますと、たちまちにして硬化し、「せん動」も無修正でここに押し通そうとなさつておる。一たび何かしらんちよつたりした事件が起ると、この法案をただちにまた修正へ持つて行くこととするところの空気が、この法案の審議中にも動いておるではありません。もしこの法案が成立したならば、将来第二の宮城前の騒擾事件のごときも起ると、たちまちにしてさらに法律改正が行われ、だん／＼にやつて行くうちに、元

の治安維持法という弾圧立法に復帰しない、それが公言することができません。かように一般の人権制圧の危惧ある本法案は、この際その成立を阻止することが最も賢明であると私は思ふのであります。少くとも取締ろうといたします目標を明らかにし、堂々と何々対策という目標を明らかにいたしまして、案の練り直して、先ほど私が申し上げるごとく、地下日共なら地下日共を取締る必要があるとするならば、ただちに効果的にこれを取締り得るだけの威力を発揮し得られるところの、有効適切な法案に練り直して出直される方が賢明であると、私は思ふのであります。よつて本修正案並びに原案全体に反対いたします。(拍手)

○佐瀬委員長 以上をもつて、討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず破壊活動防止法案を採決に付しますが、本案に対する両修正案には共通事項がありますので、先にこの共通事項、すなわち「附則第一項中『日本国』との平和条約の最初の効力発生の日」を「公布の日」に改める」という部分について採決をいたします。この共通事項についてのその修正の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐瀬委員長 起立多数。よつて両修正案中、共通事項は可決されました。次に共通事項を除いた、改進黨を代表しての中村又一君提出の修正案を採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐瀬委員長 起立少数。よつて共通事項を除いた中村又一君提出の修正案

は否決されました。

次に共通事項を除いた自由党を代表しての田嶋好文君提出の修正案を採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐瀬委員長 起立多数。よつて共通事項を除いた田嶋好文君提出の修正案は可決されました。

次にただいま議決されました修正部分を除いた原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐瀬委員長 起立多数。よつて修正部分を除いては、各原案通り決しました。

これにて公安調査庁、設置法案、及び公安審査委員会設置法案は修正議決されました。(拍手)

ただいま議決されました三案の委員会報告書の作成については、委員長に

御一任願いたいと思いますが、御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐瀬委員長 御異議なしと認めま
す。よつてさうに決定いたしまし
た。

本日はこれをもつて散会いたしま
す。

午後二時二十七分散会

〔参 照〕

破壊活動防止法案（内閣提出）に関す
る報告書

公安調査庁設置法案（内閣提出）に関
する報告書

公安審査委員会設置法案（内閣提出）
に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年五月二十一日印刷

昭和二十七年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所